

はじめに

FPとは「**F**inancial(ファイナンシャル)・**P**lanning(プランニング) = 資金計画・立案」と「**F**inancial(ファイナンシャル)・**P**lanner(プランナー)」の2つを表す略称です。

個人の夢や目標の達成に向けたライフプラン(=人生設計)には、さまざまな「お金」の問題が発生します。そこで、個人のライフプランに合わせた資金計画の立案には、一つの分野に特化した知識だけでなく、「年金」「保険」「不動産」「金融資産」「税金」「相続」など、さまざまな種類の「お金」の知識が必要となります。

「FP」は、これらの「お金」の知識を総合的に身に付けて、お客様のライフプランの実現に向けたアドバイスをする専門家です。

人生100年時代を迎え「お金」の知識を身に付けることは、当然、ビジネスとして活用することができますが、同時に、本書を手にとられているみなさまの人生の羅針盤にもなります。学ぶことで「経済」が見える。「社会」が見える。「人生」が見える。そんな資格が「FP」なのです。

本格的に「FP」を目指すみなさまのステップアップとなる資格が「2級ファイナンシャル・プランニング技能士(FP技能士)」です。

3級FP技能士をFP資格の基礎編とするならば、2級FP技能士は応用編です。金融商品、保険商品や不動産などの販売員の多くが2級FP技能士資格を有していることから、その知識レベルの高さが想像できるでしょう。

本書を執筆いたしました「資格の大原 FP講座の専任講師」は、これまで数多くの2級FP技能士の合格者を輩出しております。試験傾向はもちろん、受検生が苦手な論点などを熟知しておりますので、本書の中に「合格のノウハウ」が余すことなく集約されております。

本書をご利用されるみなさまが必ず「2級FP技能士」の栄冠を勝ち取られることを、資格の大原 FP講座専任講師一同、心より祈念いたしております。

資格の大原 FP講座

本書の利用方法

第1節 | FPとライフプランニング 頻出度 A

① FPの役割

📌重要 📖暗記 📊計算 🖋実技 (資産・個人・生保)

チェック
☑☑☑

★イチオシ★

「見開き完結スタイル」で理解度が大幅にUP！

(1) FPの定義

図表 1-1-1

ファイナンシャル・プランナー(FP)とは、ファイナンシャル・プランニングの専門家であり、次のように定義されています。

① 顧客の収入や資産、負債などに関するあらゆるデータを集め、

② 顧客の希望や価値観、口述や聞き取り調査し、

【左】ページ

文章による説明がありますので、「赤文字」を中心に確認しましょう。

貯蓄計画などの包括的
な専門家

まずは、【左】ページ、
そして、【右】ページを
確認しましょう！

※ レイアウトの都合上、見開きページでないところがあります。

② 国民健康保険

(1) 概要

国民健康保険は、わが国の公的医療保険制度の中で、健康保険などの被用者保険に加入していないすべての国民(後期高齢者医療制度の対象者を除く)を対象としており、業種や所得に関わらず、すべての病気、けがも対象となっています。

★おまけ★

赤シート

受検書籍の定番アイテム。
重要な用語や金額等にかざすと消えます。
下線部分などを穴埋め問題として活用しましょう！

電子書籍版は赤シートに対応していません。

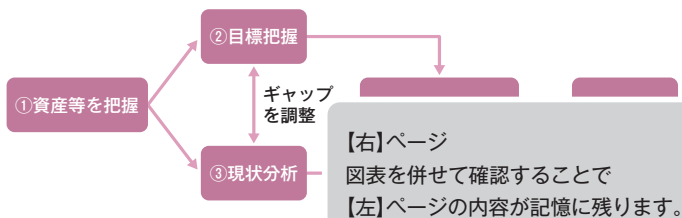
わかりやすく【合格】できる！ 3大【イチオシ】コンテンツ

☆イチオシ☆

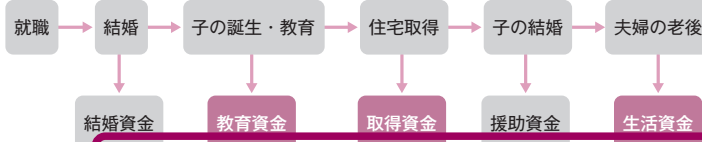
「アイコン」で本試験のポイントが一目でわかる！

- 🔔 **重要** 各節の中で本試験対策として「重要」な項目です！
- 📖 **暗記** 本試験はココから出題されますので赤シートを活用してキーワードを絶対「暗記」です！
- 🧮 **計算** 電卓を使用して、実際に「計算」してみてください！
- 📝 **実技** (資産・個人・生保) 「実技」試験の頻出項目が種類ごとにわかります！

図表 1-1-1 FPの役割



図表 1-1-2 ライフプランと資金ニーズ



教育資金、住宅取得資金、老後の生活資金を三大必要資金といいます。



☆イチオシ☆

「講師コメント」が合格に導く！

学習のポイントになる部分が「講師コメント」です。みなさんの理解度を上げ、「合格」に導きます。

まだまだ、あります！ 充実のコンテンツ！

各章のトピラも注目！

第1章

ライフプランニングと資金計画

章のテーマ

この章では、生活設計をしていく上で必要な知識を学習します。健康保険、介護保険や公的年金などの社会保険に加え、教育資金の計画や住宅取得資金の計画なども、正確に押さえておく必要があります。

章のテーマ

各章の内容が簡潔に説明されています。
まず最初にココを一読すれば、概要が掴めます。

頻出項目ポイント

- 第2節 ① 住宅ローンの返済計画
- 第3節 ① 健康保険
- 第5節 ① 老後の生活資金
- 第7節 ① 高齢者年金
- 第9節 ① 中小企業退職金共済
- 第11節 ① 資金調達の手段

頻出項目ポイント

各章の頻出項目を紹介しています。
各章の内容を読み終えた後に確認することで本試験の重要度がわかります。

本編のコンテンツ紹介

頻出度

A

頻出度

本試験(学科)の出題頻度を「A」～「C」で表示。
まずは「A」から確認しましょう。

設例

設例

内容を本試験の問題形式で確認できます。
必ず目を通してください。

チェック



チェック

内容を確認したら、
忘れず「チェック」。
最低3回は確認しましょう。

用語解説

用語解説

初めて見るコトバを
わかりやすく説明
しています。



Hint !

学習項目の理解を手助けする「ヒント」となります。
必ず、関連する学習項目と併せて確認しましょう。



Step Up!

2級FPレベルよりもワンランク上の項目を紹介しています。
プラスアルファの知識が欲しい方は、周辺の関連内容と併せて確認しましょう。

2級FP技能検定 試験概要

●試験実施機関

一般社団法人 金融財政事情研究会(以下、金財)	NPO法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 (以下、協会)
Tel : 03-3358-0771 URL : https://www.kinzai.or.jp/	Tel : 03-5403-9700 URL : https://www.jafp.or.jp/

●受検資格(次のいずれかに該当する者)

- ・3級FP技能検定または金融渉外技能審査3級の合格者
- ・日本FP協会が認定するAFP認定研修を修了した者
- ・FP業務に関し2年以上の実務経験を有する者

●試験内容(出題形式・合格基準など)

	学科試験	実技試験
金財	◇試験内容 ライフプランニングと資金計画 リスク管理、金融資産運用、 タックスプランニング、不動産、 相続・事業承継 ◇出題形式 CBT四答択一式(60問) ◇試験時間 120分 ◇合格基準 60点満点で36点以上	◇試験内容(下記より1つ選択) ・個人資産相談業務 ・生保顧客資産相談業務 ・損保顧客資産相談業務 ・中小事業主資産相談業務 ◇出題形式 CBT事例形式 5題(15問) ◇試験時間 90分 ◇合格基準 50点満点で30点以上
協会	※学科試験は、金財、協会ともに共通	◇試験内容 資産設計提案業務 ◇出題形式 CBT多肢選択式など(40問) ◇試験時間 90分 ◇合格基準 100点満点で60点以上

<トピックス>

2025年4月より、「2級FP技能検定(学科試験、実技試験)」は、全国で随時受検ができる「CBT(Computer Based Testing)試験」へ移行されました。

2級FP技能検定■合格スケジュール

次の日程を参考に各自の合格スケジュールを立てましょう！

学習内容	学習範囲	9月検定の モデルケース	1月検定の モデルケース	5月検定の モデルケース
テキスト(本書) を読む	第1章 ライフプランニングと資金計画	6月上旬	10月上旬	2月上旬
	第2章 リスク管理			
	第3章 金融資産運用			
問題集※(学科) を解く	第1章 ライフプランニングと資金計画	7月上旬	11月上旬	3月上旬
	第2章 リスク管理			
	第3章 金融資産運用			
テキストを読む	第4章 タックスプランニング	7月中旬	11月中旬	3月中旬
	第5章 不動産			
	第6章 相続・事業承継			
問題集※(学科) を解く	第4章 タックスプランニング	8月中旬	12月中旬	4月中旬
	第5章 不動産			
	第6章 相続・事業承継			
問題集※(実技) を解く	受検予定の実技試験の問題	8月下旬	12月下旬	4月下旬
問題集※の正解率80%を達成		9月上旬	1月上旬	5月上旬
最終確認や弱点補強など		試験の直前1週間前		
2級FP技能検定(CBT試験)		随時(休止期間を除く)		

※問題集は別冊となります。

— 法令基準日 —

2級FP技能検定の法令基準日は、2026年6月～2027年5月実施分は「2026年4月1日」となります。

目次

第1章 ライフプランニングと資金計画 1

第1節

FPとライフプランニング 3

- 1.FPの役割 3

第2節

教育・住宅取得資金計画 5

- 1.教育資金と住宅取得資金 5
- 2.財形貯蓄制度 7
- 3.ローンに関する基礎知識 9
- 4.教育資金のための借入金 11
- 5.住宅取得資金のための借入金 13
- 6.住宅ローンの返済計画 15

第3節

社会保険 21

- 1.健康保険 21
- 2.国民健康保険 27
- 3.後期高齢者医療制度 29
- 4.退職後の医療保険制度 31
- 5.介護保険 33
- 6.労働者災害補償保険(労災保険) 35
- 7.雇用保険 37

第4節

公的年金制度の概要 45

- 1.国民年金 45
- 2.厚生年金保険 49

第5節

老後の生活資金設計と公的年金 51

- 1.老齢基礎年金(1階部分の国民年金) 51
- 2.老齢厚生年金(2階部分の厚生年金) 57

第6節

公的年金における障害給付 65

- 1.障害基礎年金(1階部分の国民年金) 65
- 2.障害厚生年金(2階部分の厚生年金) 69

第7節

公的年金における遺族給付 71

- 1.遺族基礎年金(1階部分の国民年金) 71
- 2.寡婦年金(第1号被保険者の独自給付) 72
- 3.死亡一時金(第1号被保険者の独自給付) 72
- 4.遺族厚生年金(2階部分の厚生年金) 73

第8節

公的年金制度の共通事項 77

- 1.年金給付に関する知識 77
- 2.年金の併給調整 79

第9節

企業年金・自営業者のための年金 81

- 1.確定拠出年金(DC) 81
- 2.確定給付企業年金(DB) 85
- 3.中小企業退職金共済 87
- 4.小規模企業共済 87
- 5.国民年金基金 89

第10節

ライフプランニングの考え方 91

- 1.キャッシュフロー表の知識 91
- 2.個人バランスシートの知識 97

第11節

中小法人の資金計画 99

- 1.資金計画 99
- 2.資金調達の方法 99

第12節

決算書の分析 101

- 1.安全性分析 101
- 2.収益性分析 103

第13節

クレジットカードに関する基礎知識 105

- 1.クレジットカードの仕組み 105
- 2.クレジットカードの支払い方法 105

第2章 リスク管理..... 107

第1節

保険制度全般..... 109

1. わが国の保険制度..... 109

第2節

生命保険の概略..... 113

1. 生命保険の仕組み..... 113
2. 生命保険の契約..... 117
3. 保険料の払い込み..... 119
4. 契約の継続..... 121
5. 契約転換制度..... 123
6. 契約者貸付..... 123

第3節

生命保険商品の種類と内容..... 125

1. 生命保険の分類..... 125
2. 保障重視の保険..... 127
3. 保障と貯蓄を組み合わせた保険..... 133
4. 貯蓄重視の保険..... 135
5. 加入条件を緩和した保険..... 137
6. 投資性のある保険..... 139
7. 団体保険..... 141
8. 特約の種類と内容..... 142

第4節

損害保険の概略..... 147

1. 損害保険の仕組み..... 147

第5節

損害保険商品の種類と内容..... 151

1. 火災に関する保険..... 151
2. 自動車に関する保険..... 155
3. ケガに関する保険..... 157
4. 賠償責任・企業活動に関する保険..... 159

第6節

個人の契約に関する税金..... 161

1. 生命保険契約に関する課税関係..... 161
2. 生命保険料控除..... 162
3. 損害保険契約に関する課税関係..... 165
4. 地震保険料控除..... 166

第7節

法人の契約に関する税金..... 167

1. 保険料の経理処理..... 167
2. 保険金受取時の経理処理..... 172

第8節

第三分野の保険・共済..... 173

1. 第三分野の保険..... 173
2. 共済..... 176

第3章 金融資産運用 177

第1節

マーケット環境の理解 179

1. 経済活動 179
2. 景気の判断指標 181
3. 金利の変動要因 185
4. 為替市場 187
5. 景気対策 189

第2節

預貯金等 193

1. 金融商品の分類基準 193
2. 預貯金の種類 196
3. 金融商品のリスク 199

第3節

債券 201

1. 債券の概要 201
2. 発行条件 201
3. 債券の分類基準 203
4. 利付債の利回り（単利計算） 203
5. 債券価格の変動要因 205
6. 個人向け国債 205
7. 外国債 207

第4節

株式 209

1. 株式の概要 209
2. 株式市場全体の株価指標 209
3. 個別銘柄の投資指標 211
4. 株価の変動要因 213
5. 株式の取引 215

第5節

投資信託 221

1. 投資信託（契約型）の概要 221
2. 投資信託に関わる費用 221
3. 投資信託の分類 223
4. 公社債投資信託 225

5. 不動産投資信託

（Real Estate Investment Trust） 225

6. 株式投資信託 227

7. 投資信託の情報開示

（ディスクロージャー） 229

第6節

金融派生商品 231

1. 先物取引 231
2. オプション取引 231

第7節

ポートフォリオ運用 233

1. リスクの軽減 233
2. 期待収益率と投資上のリスク 235

第8節

金融商品と税金 239

1. 預貯金の課税関係 239
2. 債券の課税関係 239
3. 株式等の課税関係 240
4. 投資信託の課税関係 241
5. 外貨建て金融商品の課税関係 241

第9節

セーフティネット 243

1. 預金保険制度 243
2. 預金保険制度以外の保護制度 243

第10節

関連法規 245

1. 金融サービス提供法 245
2. 消費者契約法 245
3. 金融商品取引法 247
4. 犯罪収益移転防止法 247

第4章 タックスプランニング 249

第1節

税金の分類と計算体系 251

- 1. 税金の分類 251
- 2. 税金計算の基礎 251

第2節

所得税の仕組み 253

- 1. 納税義務者 253
- 2. 課税範囲 253
- 3. 計算体系 255
- 4. 所得税の納付方法 259

第3節

各種所得の内容 261

- 1. 利子所得 261
- 2. 配当所得 263
- 3. 不動産所得 265
- 4. 事業所得 267
- 5. 不動産所得と事業所得の留意点 269
- 6. 給与所得 275
- 7. 退職所得 277
- 8. 山林所得 279
- 9. 譲渡所得 279
- 10. 一時所得 289
- 11. 雑所得 293

第4節

課税標準の計算 297

- 1. 損益通算 297
- 2. 純損失の金額 301
- 3. 特定公社債等および上場株式等の譲渡損失の繰越控除 301

第5節

所得控除 303

- 1. 雑損控除 303
- 2. 医療費控除 305
- 3. 社会保険料控除 307
- 4. 小規模企業共済等掛金控除 307

5. 生命保険料控除 309

6. 地震保険料控除 309

7. 配偶者控除 311

8. 配偶者特別控除 311

9. 扶養控除 313

10. 特定親族特別控除 313

11. 基礎控除 315

第6節

税額控除 317

- 1. 配当控除 317
- 2. 住宅借入金等特別控除
(住宅ローン控除) 319

第7節

確定申告 323

- 1. 確定申告の義務 323
- 2. 青色申告制度 327

第8節

個人住民税と個人事業税 329

- 1. 個人住民税 329
- 2. 個人事業税 329

第9節

法人税 331

- 1. 納税義務者と課税範囲 331
- 2. 法人税の計算体系 331
- 3. 申告調整項目 333
- 4. 申告と納付 337

第10節

法人住民税・法人事業税 337

- 1. 法人住民税 337
- 2. 法人事業税 337

第11節

消費税 339

- 1. 消費税の課税対象 339
- 2. 納税義務 339
- 3. 税額の計算方法 341

第5章 不動産 345

第1節

不動産の見方 347

1. 不動産(土地)の価格 347
2. 不動産の鑑定評価の手法 349
3. 不動産に関する調査 351

第2節

不動産の取引 359

1. 宅地建物取引業 359
2. 不動産の売買契約 361
3. 不動産(マンション)広告 367
4. 不動産の賃貸契約(借地借家法) 369

第3節

不動産に関する法令上の制限 379

1. 都市計画法 379
2. 建築基準法 383
3. 建物の区分所有等に関する法律
(区分所有法) 391
4. 農地法 393

第4節

不動産に係る税金 395

1. 不動産の取得に係る税金 395
2. 不動産の保有に係る税金 399
3. 居住用不動産の譲渡に係る
税金(特例) 401

第5節

不動産の有効活用 405

1. 不動産投資と利回り 405
2. 不動産(土地)の有効活用の手法 409

第6章 相続・事業承継413

第1節

相続と法律415

1. 相続の定義415
2. 相続分419
3. 遺産分割421
4. 遺言423

第2節

贈与と法律427

1. 贈与の定義427
2. 贈与の種類427

第3節

贈与と税金429

1. 贈与税の納税義務者429
2. 贈与税の申告と納付429
3. 贈与税の非課税財産431
4. 贈与税の課税財産431
5. 贈与税の計算433
6. 相続時精算課税制度439

第4節

相続と税金441

1. 相続税の納税義務者441
2. 相続税の申告と納付443
3. 相続税の非課税財産445
4. 相続税の課税財産447
5. 債務控除451
6. 相続税の計算453

第5節

財産の評価(不動産)463

1. 建物463
2. 宅地465
3. 宅地の上に存する権利469
4. 使用貸借契約による宅地の貸借471
5. 小規模宅地等の評価減の特例473

第6節

財産の評価(金融資産)475

1. 金融資産475
2. 株式476

第7節

相続・事業承継対策481

1. 事業承継対策481
2. 相続対策483

本書は、2026年4月1日現在の施行法令等により作成されています。

第 1 章

ライフプランニングと資金計画

章のテーマ

この章では、生活設計をしていく上で必要な知識を学習します。健康保険、介護保険や公的年金などの社会保険に加え、教育資金計画や住宅取得資金計画なども、正確に押さえておく必要があります。



Point

頻出項目ポイント

第2節 | ⑥ 住宅ローンの返済計画

第3節 | ① 健康保険

⑦ 雇用保険

第5節 | ① 老齢基礎年金

② 老齢厚生年金

第7節 | ① 遺族基礎年金

④ 遺族厚生年金

第9節 | ③ 中小企業退職金共済

④ 小規模企業共済

第12節 | ① 安全性分析

② 収益性分析

第1節 | FPとライフプランニング 頻出度 A

① FPの役割



チェック



(1) FPの定義

図表 1-1-1

ファイナンシャル・プランナー(FP)とは、ファイナンシャル・プランニングの専門家であり、次のように定義されています。

- ① 顧客の収入や資産、負債などに関するあらゆるデータを集め、
- ② 顧客の要望や希望・目標を聞き取り調査し、
- ③ 現状を分析した上で、
- ④ 他の専門家の協力を得ながら、貯蓄計画などの包括的な資産設計を立案し、
- ⑤ それを顧客が実行する際に援助する専門家

(2) ライフプランと資金ニーズ

図表 1-1-2

ライフプランとは、自分の夢や生き甲斐を基にした「人生設計」のことをいいます。

人は誕生の時から死亡に至るまでのライフサイクルの中で、それぞれの夢や目標を描きながら生活しています。しかし、その夢や目標を達成するためには資金が必要になるため、「何のために、いつ、どれくらいの資金が必要か」を予測しておくことは、ライフプランの実現にとって必要不可欠なものとなります。

(3) FPの社会的役割と法令^{じゅんしゅ}順守(コンプライアンス)

図表 1-1-3

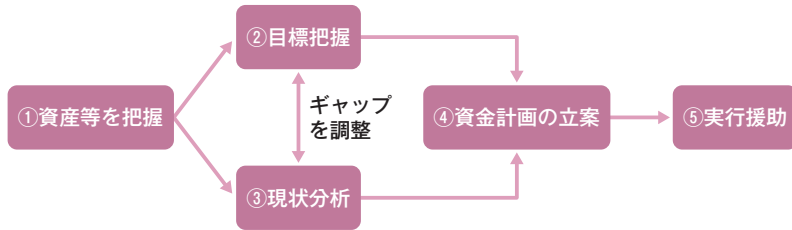
図表 1-1-4

FPの社会的役割は、顧客の経済的自立を促しながら、作成した資金計画に基づいて顧客の幸福を経済面から支援することにあります。

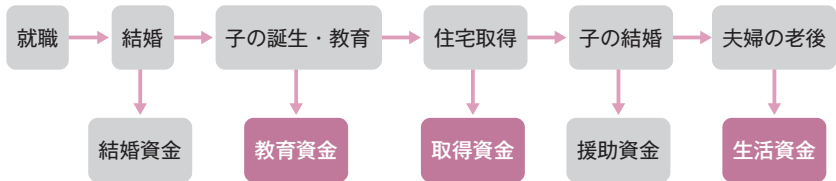
FPの領域は他の専門家の職業領域と重なる部分も多いことから、顧客を援助する際には、税理士法、保険業法、金融商品取引法および弁護士法などの法令に抵触する行為をしないよう注意をしなければなりません。

なお、職業上の倫理として、顧客の利益を優先させること、顧客情報などについての守秘義務を厳守することも重要です。

図表 1-1-1 FPの役割



図表 1-1-2 ライフプランと資金ニーズ



教育資金、住宅取得資金、老後の生活資金を三大必要資金といいます。



図表 1-1-3 資格を有しない(登録をしていない)FPができないこと

税理士	<u>具体的な税務相談</u> (有償無償問わず)や税務書類(確定申告書など)の作成
生命保険募集人	生命保険や損害保険の <u>募集や媒介(仲介)</u>
金融商品取引業	具体的な投資判断(時期、数量、投資方法)の助言
弁護士	<u>具体的な法律相談</u> や法律事務(遺産分割の交渉など)
社会保険労務士	報酬を得て行う、行政機関等に提出する社会保険関係書類の作成

※ 金融商品取引業を営むためには、内閣総理大臣の登録が必要です。

図表 1-1-4 資格を有しない(登録をしていない)FPでもできること

税理士	セミナーなどにおける <u>一般的な税法の解説</u> など
生命保険募集人	生命保険や損害保険の <u>一般的な解説や保険証券の説明</u> ・必要保障額の計算など
金融商品取引業	金融商品に関する過去の <u>データや資料の提示</u> など
弁護士	民法など法律の <u>一般的な解説</u> など
社会保険労務士	将来支払われる <u>年金額の計算</u> など

① 教育資金と住宅取得資金

チェック



(1) 教育資金

図表 2-1-1

子供に掛かる教育費は、高校・大学と進学するにつれて高額になり、一度に用意するのは不可能なことから計画的な準備が必要になります。また、子供の教育費は、少子化の影響もあり1人当たりの金額は年々増加傾向にあります。

(2) 住宅取得資金

図表 2-1-2

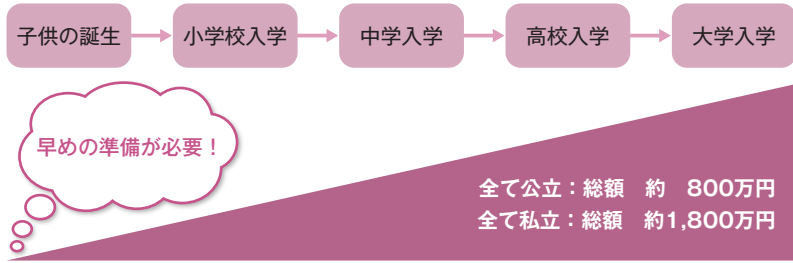
住宅の取得に際して、すべてを現金で賄う人は少なく、一定の自己資金(頭金)以外の部分は住宅ローンを活用するのが一般的です。

なお、住宅の取得には手数料や税金などさまざまな費用が掛かります。これらの費用は合計すると物件価格の10%程度にも及ぶこともありますので、住宅取得資金としては、この諸費用分も考えて計画しなければなりません。

以上から、住宅販売の現場で無理をしないためにも、住宅を購入する際には、事前に以下の3点を確認しておく必要があります。

- ① 購入時点の自己資金の額を確認
- ② 自分の年収で返済できる住宅ローンの額を確認
- ③ 諸費用を含めた購入可能額の総額を確認

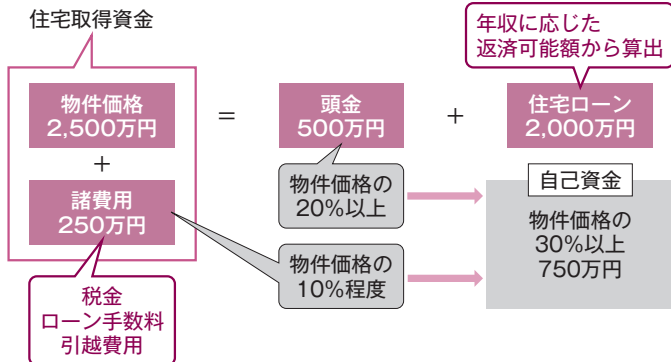
図表 2-1-1 教育資金



子供が誕生する前後からライフプランの中に組入れ、マネープランを立てて準備しておく必要があります。



図表 2-1-2 住宅取得資金



住宅ローンを組んだ場合の年間返済額は、民間の住宅ローンを利用する場合、概ね年収の25%程度が妥当と考えられています。



② 財形貯蓄制度



(1) 財形貯蓄制度の概要

図表 2-2-1

図表 2-2-2

財形貯蓄制度(勤労者財産形成促進制度)には、一般財形貯蓄、財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄の3種類があります。いずれも勤労者(会社員)の財産形成を促進する目的で設けられた給与天引きによる積立制度です。

企業が銀行や証券会社などと提携している場合、勤労者は預貯金や投資信託などの「貯蓄型商品」により財産形成を行うことができます。

また、企業が保険会社と提携している場合、勤労者は生命保険や損害保険といった「保険型商品」により財産形成を行うことができます。

財形貯蓄制度を福利厚生制度として導入していない企業に勤務している会社員の方は、財形貯蓄制度を活用することはできません。



① 一般財形貯蓄

貯蓄の目的を限定せず、貯蓄開始から1年を経過すれば自由に払い出しもできる財形貯蓄制度です。

② 財形住宅貯蓄

貯蓄の目的を住宅の建設、購入、リフォームなどの資金作りとしている財形貯蓄制度です。

③ 財形年金貯蓄

貯蓄の目的を60歳以降に年金として受け取るための資金作りとしている財形貯蓄制度です。

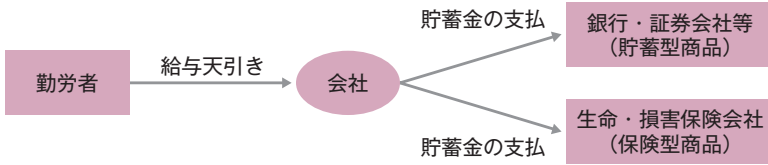
(2) 非課税制度



財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄の2種類は、使用目的が定められた財形貯蓄制度であるため、その運用益部分について所得税などが非課税となる特典があります。

非課税となる金額は、財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄と合わせて、貯蓄残高550万円までの利子等の額です。

図表 2-2-1 財形貯蓄制度の仕組み



図表 2-2-2 財形貯蓄制度のまとめ

		一般財形貯蓄	財形住宅貯蓄	財形年金貯蓄
資金の使い道		・貯蓄資金の使い道に制限はない	・自己の居住する住宅取得や増改築などの費用に充てること	・60歳以後、5年以上20年以内の期間で年金として受け取ること
契約数		複数契約可能	1人1契約に限る	
年齢制限		制限なし	契約締結時に、満55歳未満	
積立期間		3年以上	5年以上	
非課税	貯蓄型	適用なし (課税扱い)	貯蓄残高(元利合計) 550万円	
	保険型	適用なし (課税扱い)	払込保険料 550万円	払込保険料 385万円
目的外の払い出し		1年経過後、自由に引出し(解約)が可能	・貯蓄型ではその時点から遡って5年間の利子について課税 ・保険型では、積立開始時からの利子相当分のすべてについて課税	

目的外の払い出し時の課税方法について、貯蓄型では財形住宅貯蓄および財形年金貯蓄のいずれも源泉分離課税となりますが、保険型では財形住宅貯蓄は源泉分離課税となり、財形年金貯蓄は一時所得として総合課税となります。



③ ローンに関する基礎知識



教育資金にしても住宅取得資金にしても、すべての資金を自己資金で確保することができれば良いのですが、自己資金で確保できない場合には、各種ローンを利用することにより不足資金を補う必要があります。

この項では、必要資金を確保するためのローンに関する基礎知識について学習していきます。

(1) 各種ローンの種類

図表 2-3-1

ローンには大きく分けて、資金の使い道が限定される「目的別ローン」と資金の使い道が決められていない「フリーローン」があります。

① 目的別ローン

教育資金を融資する「教育ローン」、住宅取得資金を融資する「住宅ローン」、住宅のリフォーム資金を融資する「リフォームローン」、マイカーの取得資金を融資する「自動車ローン」などがあり、主に銀行や信用金庫を中心とした金融機関での取扱いが一般的です。

② フリーローン

資金の使い道が限定されないため、生活資金や投資資金など自由に利用することが可能なローンであり、消費者金融で扱うローンや銀行およびクレジットカード会社のカードローンなどは、フリーローンが一般的です。

③ 適用金利

一般に、資金の使い道を限定している目的別ローンは、融資手続きの際に資金の使い道を証明する書類が必要であり、融資の審査も厳格に行われる反面、フリーローンと比較して低い金利で融資を受けることができます。

(2) ローン金利の種類

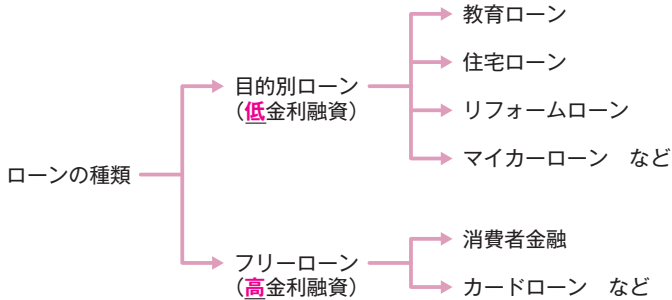
図表 2-3-2

ローン金利の基本は、固定金利型と変動金利型の2種類です。

固定金利型は、当初の契約で定めた借入金利が返済終了時まで変わらないタイプのローンです。

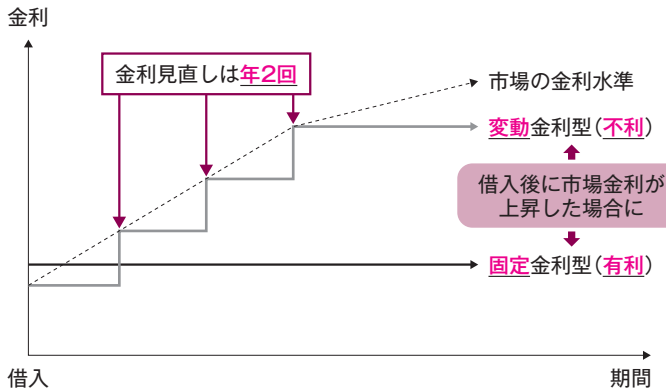
一方、変動金利型は、返済期間中の市場における金利情勢の変化によって、借入金利が年2回見直されるタイプのローンです。

図表 2-3-1 ローンの種類



図表 2-3-2 固定金利型と変動金利型の特徴

固定金利型	低金利時	当初の金利で固定されるため <u>有利</u>
	高金利時	当初の金利で固定されるため <u>不利</u>
変動金利型	金利上昇局面	市場金利に連動して上昇するため <u>不利</u>
	金利低下局面	市場金利に連動して低下するため <u>有利</u>



利息制限法

お金の貸借をする契約(金銭消費貸借契約といいます)で設定できる利息の割合(利率)は、利息制限法で上限が決められており、上限を超える部分は無効になります。上限利率は貸付けるお金(元本)の金額により、次のとおり区分されています。元本10万円未満…20%、元本10万円以上100万円未満…18%、元本100万円以上…15%

④ 教育資金のための借入金

①重要



教育資金が自己資金で確保できない場合、(1)学生・生徒自身が借り入れる各種奨学金や(2)学生・生徒の保護者が借り入れる教育ローンを利用することになります。

(1) 奨学金制度

図表 2-4-1

学習意欲をもつ学生・生徒自身の経済的負担を軽減するための制度です。独立行政法人日本学生支援機構の奨学金や、各種学校独自の奨学金制度などがあります。

第一種奨学金には、返還完了まで定額で返還する「**定額返還方式**」と、前年の所得に応じてその年の返還額が決まる「**所得連動返還方式**」という2つの返還方式があります。(第二種奨学金は「定額返還方式」のみ)



奨学金の返還が困難となった場合、一定期間、毎月の返還額を減額するとともに返還期間を延長する「**減額返還制度**」や一定期間の返還を猶予する「**返還期限猶予制度**」を利用できます。いずれの場合も、利息を含む返還予定総額は変わりません。



(2) 教育一般貸付(公的教育ローン)

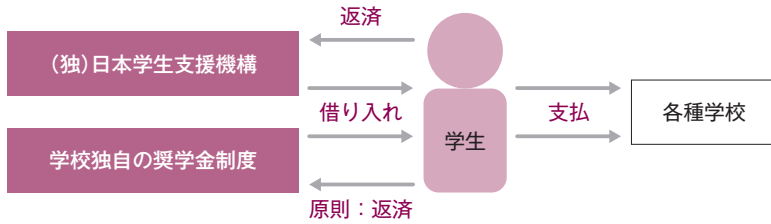
暗記

図表 2-4-2

(株)日本政策金融公庫が行う教育ローンであり、学生・生徒の保護者(一定の要件を満たす場合は学生でも可能)が借り入れて返済する教育ローンです。主な借り入れの要件は、次表のようなものがあります。

収入制限	扶養する子供の人数に応じて、利用する保護者の世帯年収に以下の制限があります。		
	子供の人数	給与収入	事業所得
	1人	790万円	600万円
	2人	890万円	690万円
融資限度額	3人	990万円	790万円
	~~~~~		
融資限度額	学生・生徒1名につき <b>350万円</b> (所定の海外留学、自宅外通学、大学院等の場合450万円)		
金利	<b>固定金利</b>		
返済期間	<b>20年以内</b> ※ 在学期間中は利息のみの返済とすることができます。		
資金使い道	受験費用、入学金、学費、通学費、下宿代、パソコン代、国民年金保険料等		

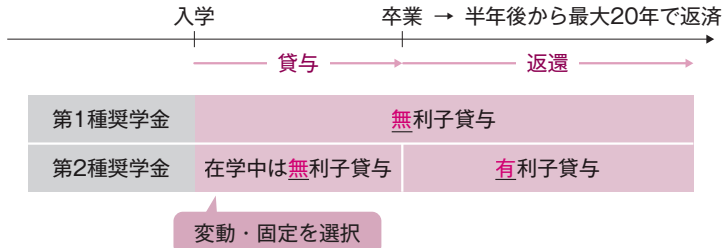
図表 2-4-1 奨学金制度



奨学金には、返済義務のある貸与型のほか、返済義務のない給付型もあり、併用も可能です。なお、給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の免除・減額を受けることができます。



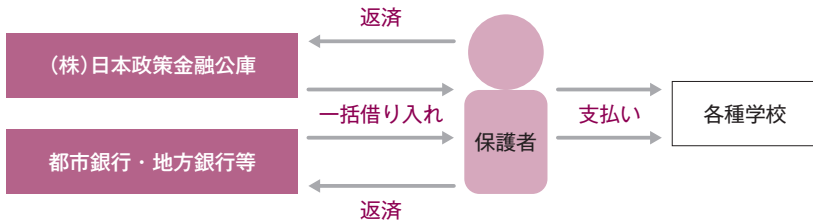
### < (独) 日本学生支援機構の貸与型奨学金 >



無利子貸与の第1種奨学金と有利子貸与(上限年利3%)の第2種奨学金(在学中は無利子)があり、家計支持者による収入制限があります。なお、第1種奨学金は、学業成績が特に優れた者または経済的に就学困難な者を対象としていますので、第2種奨学金よりも選考基準が厳しくなっています。



図表 2-4-2 教育一般貸付など



教育一般貸付は、日本学生支援機構の奨学金との併用も可能です。なお、子供の学業成績は問われません。



## ⑤ 住宅取得資金のための借入金

① 重要



一般的に、住宅取得資金はすべて自己資金で確保することが困難であるため、公的住宅ローンや民間金融機関の住宅ローンを利用することになります。

### (1) フラット35(公的住宅ローン)

図表 2-5-1

図表 2-5-2

民間金融機関と独立行政法人住宅金融支援機構が提携して提供する長期固定金利型の住宅ローンです。

住宅金融支援機構が、民間金融機関の住宅ローン債権を買取り、MBS (Mortgage Backed Security) という証券にして投資家に売却する仕組みを採用しています。この仕組みにより、窓口となっている銀行などの民間金融機関は債務者からの資金回収に関するリスクを回避することができる点に特徴があります。

融資を受けることができる金額は、返済額が所定の返済負担率  
(返済額÷年収×100)を超えないように決定されます。



### (2) 財形住宅融資(公的住宅ローン)

図表 2-5-2

財形貯蓄(一般財形・財形年金・財形住宅を問わない)を行っている勤労者に対して融資を行う制度です。

財形住宅融資は、フラット35との併用も可能です。



### (3) 銀行等の住宅ローン(民間住宅ローン)

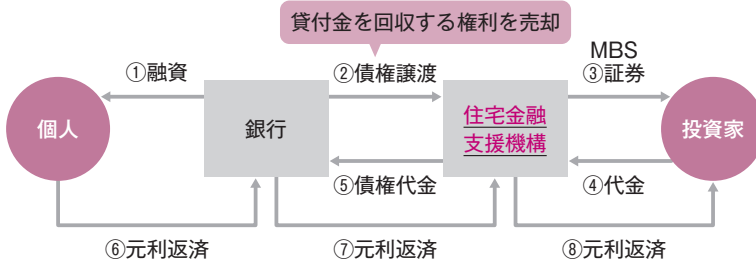
都市銀行や地方銀行などでも住宅取得資金を目的とした住宅ローンの取扱があります。各金融機関によって金利水準は異なりますが、一般的にフラット35や財形住宅融資などの公的住宅ローンと比較して金利は高めに設定されています。

民間の住宅ローンには、変動金利型や固定金利型の住宅ローンに加え、5年・10年など一定の特約期間のみ固定金利を適用し、特約期間終了後に変動金利型が固定金利型(特約期間の再設定)を選ぶことができる「固定金利選択型」という商品もあります。

なお、固定金利型は、固定されている期間が長ければ長い程、設定される金利は高くなります。



図表 2-5-1 フラット35の仕組み



住宅金融支援機構は、融資を実行する金融機関から住宅ローン債権を買い取り、対象となる住宅の第1順位の抵当権者となります。



図表 2-5-2 フラット35と機構財形住宅融資

暗記

	フラット35	財形住宅融資
融 資 条 件	・ <u>本人が住む</u>ための住宅     ・ 中古住宅も適用可     ・ 申込日現在、70歳未満     ・ 一戸建て：<u>50㎡</u>以上 マンション等：<u>30㎡</u>以上     ・ ローンの<u>借換え</u>に利用可     ・ リフォーム単体での利用不可	・ <u>本人が住む</u>ための住宅     ・ 中古住宅も適用可     ・ 申込日現在、70歳未満     ・ 一戸建て：70㎡以上 マンション等：40㎡以上     ・ 財形貯蓄を<u>1年以上</u>継続、かつ、貯蓄残高が<u>50万円</u>以上
返 済 期 間	原則として <u>15年</u> 以上 <u>35年</u> 以内(1年単位)	原則として10年以上 35年以内(1年単位)
融資限度額	100万円以上 <u>1億2,000万円</u> 以下 (購入価額等×100%以内)	財形貯蓄残高の10倍、かつ、 最高4,000万円 (購入価額等×90%以内)
返済負担率	年収400万円以上： <u>35%</u> 以下 年収400万円未満：30%以下	年収400万円以上： <u>35%</u> 以下 年収400万円未満：30%以下
保証人・ 保証料・ 繰上返済 手数料	不要 繰上返済は、原則 <u>100万円</u> 以上 (インターネットサービスを利用 すると、 <u>10万円</u> 以上から可能)	原則として不要
金 利	・ 固定金利(利率は金融機関で<u>異なる</u>)     ・ <u>融資実行時</u>の金利を適用	・ 5年固定型変動金利 (5年に1回、金利を見直し)     ・ 申込時の金利を適用

フラット35および財形住宅融資の返済方法には、元利均等返済と元金均等返済があります。



## ⑥ 住宅ローンの返済計画



### (1) 住宅ローンの返済方法

図表 2-6-1

図表 2-6-2

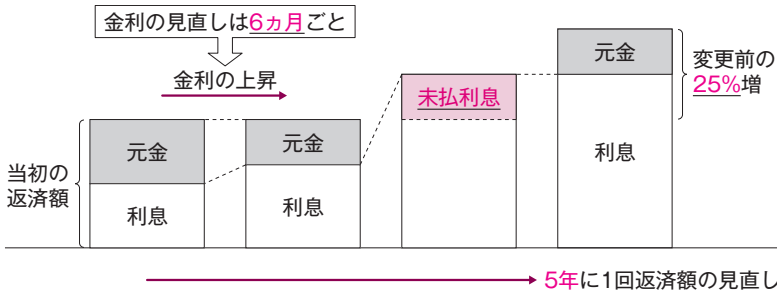
住宅ローンの返済方法には、元利均等返済と元金均等返済があります。

	元利均等返済	元金均等返済
内 容	毎回の返済額(元金と利息の合計額)を一定にする返済方法	毎回の返済額のうち元金部分を一定にする返済方法
特 徴	元金と利息の返済額の割合は、返済当初は利息部分が大きく、返済するにつれて元金部分が大きくなります	返済当初から一定額の元金が減っていくため、利息を含めた毎回の返済額が減少します

### (2) 変動金利型住宅ローンの注意点

変動金利型は、急激な金利上昇局面においては、次のような点に注意をしなければなりません。

金利の見直し	・ 通常4月と10月の年2回
返済額の変更	・ ローン返済者の支払負担をすぐに増加させないため、月額返済額の変更は5年に1回、残債金額に応じて変更(増加)します     ・ 変更後の返済額は、変更前の25%増を上限とします     ・ 元利均等返済の場合、金利の見直しにより利息が増加した分、元金の返済部分が減少しますので、計算された利息が月額返済額を超える場合は未払利息が発生します     ・ 未払利息の清算方法は金融機関ごとに異なります



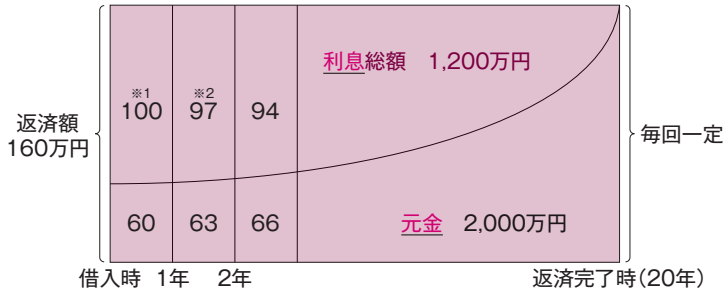
#### 用語解説

**元 金**：金融機関などから借り入れた金額(債務額)

**利 息**：元金(返済が進んだ場合は残っている金額ー残債ー)に対して所定の借入利率を乗じて求めた金額

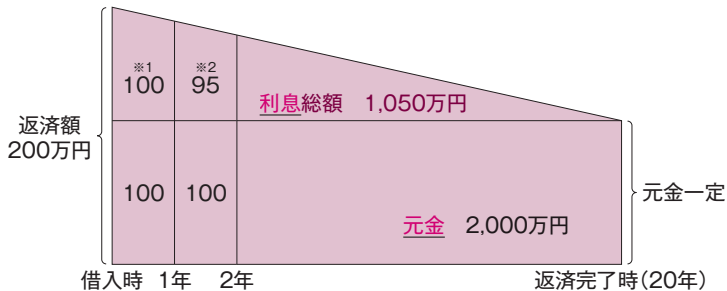
図表 2-6-1 元利均等返済

(例) 住宅ローン：2,000万円、返済期間：20年、利率年：5%、年1回払い

※1  $2,000\text{万円} \times 0.05 = 100\text{万円}$ ※2  $(2,000\text{万円} - 60\text{万円}) \times 0.05 = 97\text{万円}$ ※3 返済総額 =  $2,000\text{万円} + 1,200\text{万円}$  (利息総額) =  $3,200\text{万円}$ ※4 必要年収 =  $160\text{万円} \div 0.25 = 640\text{万円}$  (返済負担率25%の場合)

図表 2-6-2 元金均等返済

(例) 住宅ローン：2,000万円、返済期間：20年、利率年：5%、年1回払い

※1  $2,000\text{万円} \times 0.05 = 100\text{万円}$ ※2  $(2,000\text{万円} - 100\text{万円}) \times 0.05 = 95\text{万円}$ ※3 返済総額 =  $2,000\text{万円} + 1,050\text{万円}$  (利息総額) =  $3,050\text{万円}$ ※4 必要年収 =  $200\text{万円} \div 0.25 = 800\text{万円}$  (返済負担率25%の場合)

返済負担率を一定の範囲に押さえるために、元利均等返済を利用して  
いる場合が多いですが、金利・返済回数・借入期間などの条件が同じ  
である場合は、元金均等返済の方が元利均等返済に比べて返済総額  
(利息の支払総額)が少なくなります。



### (3) 住宅ローンの^{かり}借換えと繰上返済

図表 2-6-3

図表 2-6-4

#### ① 借換え

借換えは、銀行などで新しく住宅ローンを組み、現在返済中のローンを全額返済することです。

借換えが有利であるか不利であるかの判断は、借換え後の予定返済総額だけで行うのではなく、**借換え諸費用**も考慮する必要があります。

借換え後の予定返済総額 + **借換え諸費用** < 借換え前の予定返済総額

※借換え諸費用：抵当権抹消費用、ローン取扱手数料、ローン保証料、  
抵当権設定費用など

当初借入金利5%で借り入れたA銀行の住宅ローンの残債に対して、借入金利2%で借り入れることができるB銀行の住宅ローンで全額返済することを「A銀行からB銀行に借り換える」といいます。

借換え諸費用として、A銀行の抵当権抹消費用、B銀行のローン取扱手数料、ローン保証料、抵当権設定費用などが必要になります。



#### 設例 住宅ローンの借換え

##### ① 借換え予定の住宅ローン

a 年返済額：110万円

b 返済期間：10年

c 返済総額：1,110万円

d 借換え諸費用：20万円

##### ② 返済中の住宅ローン

a' 年返済額：112万円

b' 残存年数：10年

c' 返済総額：1,120万円

借換への結果 = c 1,110万円 + d 20万円 = 1,130万円 > 1,120万円 ∴ 借換えは不利

#### ② 繰上返済



繰上返済は、手元資金に余裕がある場合、元金の一部または全部を繰り上げて返済することです。繰上返済は返済総額の削減に大きな効果を発揮しますが、その方法には、以下の2種類があります。

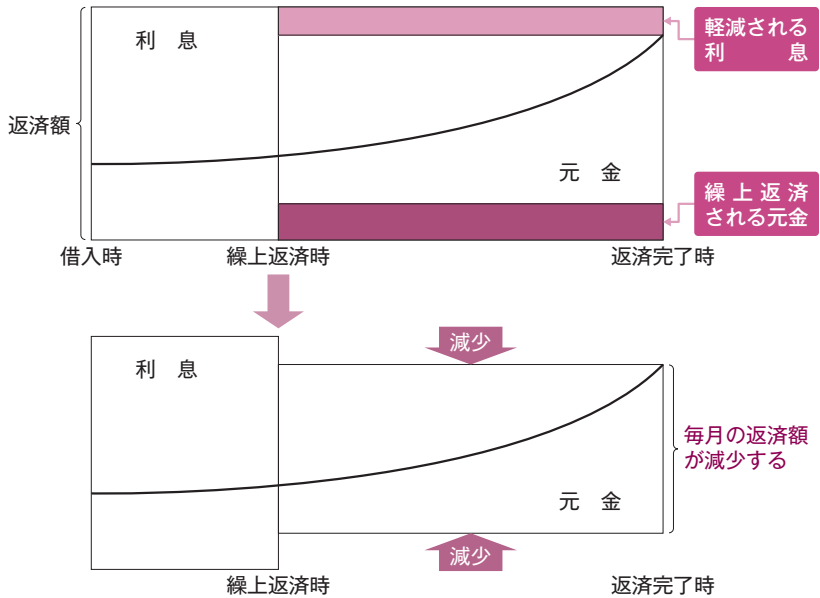
返済額軽減型	返済期間を変えずに、毎回のローン返済額を少なくする方法
期間短縮型	毎回のローン返済額を変えずに、返済期間を短縮する方法

一般的に、**返済額軽減型**よりも**期間短縮型**の方が利息の軽減効果が大きくなります。

また、元利均等返済の場合、借入当初は返済額に占める利息の割合が大きいため、繰り上げの実行時期が**早い**ほど、利息の軽減効果が大きくなります。

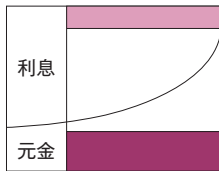


図表 2-6-3 返済額軽減型(元利均等返済の場合)



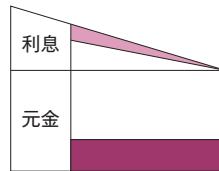
図表 2-6-4 住宅ローンの支払い方法と繰上返済の組み合わせ

①元利均等返済+返済額軽減型



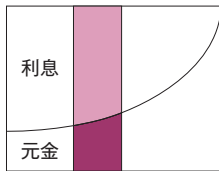
繰上返済

②元金均等返済+返済額軽減型



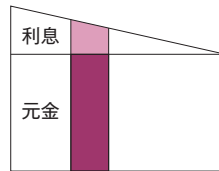
繰上返済

③元利均等返済+期間短縮型



繰上返済

④元金均等返済+期間短縮型



繰上返済

軽減される利息

繰上返済される元金

### ③ 住宅ローン償還表の利用方法 計算 実技(資産) 図表 2-6-5 図表 2-6-6

繰上返済の期間短縮型において、住宅ローン償還表を利用することで次の金額等を求めることができます。

- ・ 所定の元金を返済することにより何年(何回)分の期間が短縮されるか
- ・ 所定の年(回数)を短縮するためには、いくら元金返済が必要か
- ・ 期間短縮による利息軽減効果はいくらか

図表 2-6-5 住宅ローン償還表と繰上返済(期間短縮型)

(条件) 借入金2,000万円、利率年4%、借入期間20年(年1回払い)

支払日	返済額	返済額の内訳		借入金残高
		利息	元金	
				20,000,000
1年目	1,471,635	800,000	671,635	19,328,365
2年目	1,471,635	773,135	698,500	18,629,865
3年目	1,471,635	745,195	726,440	17,903,425
4年目	1,471,635	716,137	755,498	17,147,927
5年目	1,471,635	685,917	785,718	16,362,209
6年目	1,471,635	654,488	817,147	15,545,062
7年目	1,471,635	621,802	849,833	14,695,229
8年目	1,471,635	587,809	883,826	13,811,403
9年目	1,471,635	552,456	919,179	12,892,224
10年目	1,471,635	515,689	955,946	11,936,278
11年目	1,471,635	477,451	994,184	10,942,094
12年目	1,471,635	437,684	1,033,951	9,908,143
13年目	1,471,635	396,326	1,075,309	8,832,834
14年目	1,471,635	353,313	1,118,322	7,714,512
15年目	1,471,635	308,580	1,163,055	6,551,457
16年目	1,471,635	262,058	1,209,577	5,341,880
17年目	1,471,635	213,675	1,257,960	4,083,920
18年目	1,471,635	163,357	1,308,278	2,775,642
19年目	1,471,635	111,026	1,360,609	1,415,033
20年目	1,471,635	56,602	1,415,033	0
合計	29,432,700	9,432,700	20,000,000	

短縮される期間

繰上返済額  
8,143,772円

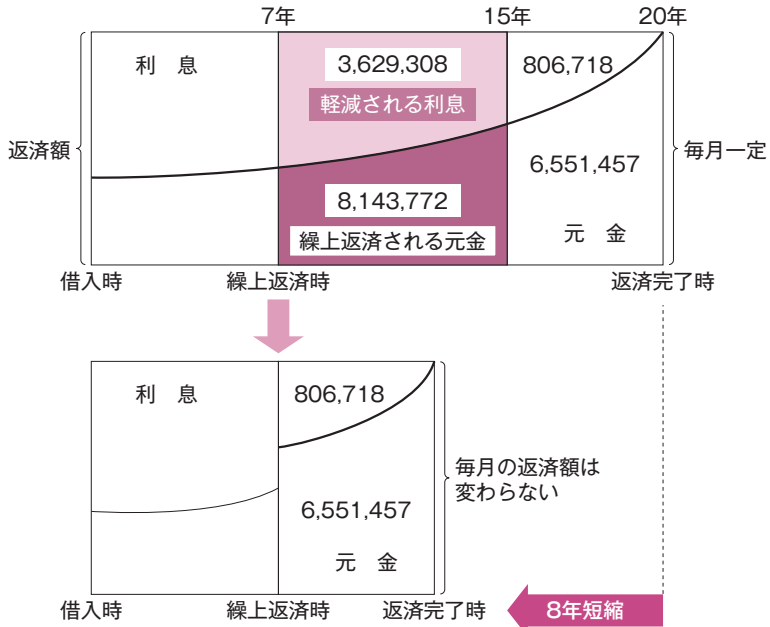
返済額が一定

利息は減少

元金返済は増加

期間短縮後の返済期間

図表 2-6-6 期間短縮型(元利均等返済の場合)



返済額の変更はありませんが、元金の一部を短縮期間の元金に充当するため、その元金に対応する利息部分が軽減されます。



### Hint! 繰上返済の仕組み

上記の図解は、図表 2-6-5 の住宅ローン償還表で7年目の返済終了時点(借入金残高は14,695,229円)で、元金8,143,772円(7年終了時から15年終了時までの元金に相当する金額)を繰上返済すると、繰上返済後の借入金残高が6,551,457円になるということを示しています。

つまり、15年-7年=8年分の元金を一括で返済したことにより、完済時期が8年短縮され、その短縮された期間に支払うべきであった利息相当額3,629,308円を軽減することができます。

## 第3節 | 社会保険

頻出度

A

### ① 健康保険



チェック



#### (1) 概 要

健康保険は、適用事業所に勤務する役員や従業員（被保険者）およびその家族（被扶養者といいます）が、**業務外**で病気・ケガ、分娩、死亡した場合に保険給付を行う制度です。健康保険には、保険者の種類によって、次の2種類があります。

保 険 者	対 象 者
<b>全国健康保険協会</b> （協会けんぽ）	主に中小企業の役員や従業員およびその家族
<b>健康保険組合</b> （組合健保）	主に大企業の役員や従業員およびその家族

#### (2) 健康保険の適用事業所

法人の事業所は従業員の人数に関係なく強制適用事業所となりますが、個人の事業所は原則として従業員が**5人**以上の場合に強制適用事業所となります。

#### (3) 被保険者と被扶養者



被保険者とは法人などの適用事業所に使用される人をいいます。

また、被扶養者とは被保険者の家族で、生計維持関係にある一定の要件を満たした人（配偶者は内縁関係を含みます）をいい、原則として年収**130万円**未満（配偶者を除く19歳以上23歳未満は年収**150万円**未満。60歳以上は年収**180万円**未満）で被保険者（扶養者）の年収の**2分の1**未満であることが必要です。

#### (4) 保険料



図表 3-1-1

図表 3-1-2

被保険者の給与を所定の等級表に当てはめて求めた標準報酬月額および標準賞与額に対して所定の保険料率を乗じて計算します。

原則として、保険料は被保険者と事業主が**2分の1**ずつ負担し、事業主が被保険者分も含めて納付義務を負います。なお、当月分の保険料は翌月分の給料から徴収されます。

図表 3-1-1 標準報酬月額

## &lt;標準報酬月額表一抄&gt;

標準報酬		報酬月額	
等級	月 額	円以上	円未満
1	58,000		63,000
2	68,000	63,000	73,000
3	78,000	73,000	83,000
		(省略)	
17	200,000	195,000	210,000
18	220,000	210,000	230,000
19	240,000	230,000	250,000
		(省略)	
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000
50	1,390,000	1,355,000	

標準報酬月額は、4月・5月・6月に支払われた報酬額と支払基礎日数を基に計算され(定時決定)、原則として、その年の9月から翌年の8月まで適用されます。



## 被扶養者の同一世帯要件

被扶養者になれるのは、被保険者の3親等内の親族です。直系尊属、配偶者、子、孫および兄弟姉妹は、被保険者と同一世帯に属しているか否かにかかわらず被扶養者になりますが、それ以外の3親等内の親族(甥や姪など)は、被保険者と同一世帯に属していることが被扶養者の要件となります。

図表 3-1-2 保険料率(協会けんぽの場合)

月 給	標準報酬月額に対する保険料率	平均 約10.0%(労使折半)
	標準報酬月額の上限・下限	上限 1,390,000円 下限 58,000円
賞 与	賞与等に対する保険料率	平均 約10.0%(労使折半)
	賦課対象の賞与等の上限・下限 (1,000円未満切捨)	上限 5,730,000円(年度累計の上限) 下限 なし

協会けんぽの場合、健康保険の保険料率は全国平均で約10.0%(2026年度は9.9%)ですが、都道府県ごとの医療費を反映するため、各都道府県単位で異なります。  
それに対し、介護保険の保険料率は全国一律となっています。



## (5) 保険給付

### ① 療養の給付



図表 3-1-3

**業務外**の事由による病気・ケガについて、病院または薬局などで療養の給付(現物給付)が行われます。被保険者本人およびその家族が診療や薬剤の提供を受ける場合、医療機関等の窓口で一定の自己負担額を負担しますが、被保険者本人およびその家族(被扶養者)の負担割合は原則として**3割**です。

小学校就学前(6歳に達した最初の年度末までの子)は**2割**、70歳以上75歳未満は**2割**(現役並所得者は**3割**)となっています。



### ② 高額療養費



図表 3-1-4

1ヵ月間(1日～月末)に医療機関の窓口で支払う自己負担額が、一定の**自己負担限度額**を超えた場合、その超えた金額が高額療養費として払い戻されます。

また、70歳未満の人は、あらかじめ保険者から入手した**限度額適用認定証**(所得区分が明示された書面)を医療機関に提示すれば、医療機関の窓口での支払上限は自己負担限度額となります。なお、マイナンバーカード(マイナ保険証)による受診では、認定証の提示は原則として不要です。

厚生労働大臣が指定する**先進医療**に係る治療や入院時の食事代・**個室差額ベッド代金**などは保険が適用されない部分であるため、高額療養費の対象となりません。



### ③ 傷病手当金



図表 3-1-5

病気やケガなどで働けず賃金・給料が受けられなかった場合において、**連続して勤めを3日以上**休んでいるときは、4日目から通算して**1年6ヵ月**を限度として、支払開始日以前12ヵ月の各標準報酬月額額の平均額÷30×**3分の2相当額**が支給されます。

### ④ 出産育児一時金

図表 3-1-6

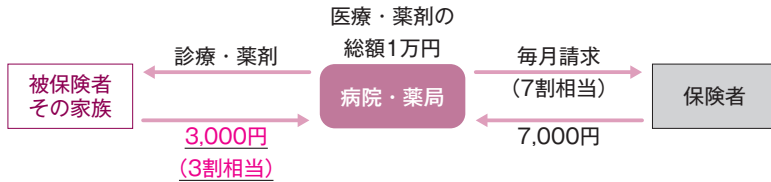
被保険者が妊娠4ヵ月以上の出産をした場合、1児につき原則として**50万円**が支給されます。

また、被扶養者が出産する場合は、家族出産育児一時金が支給されます。

## 用語解説

**現役並所得者**：原則として標準報酬月額が28万円以上の人

図表 3-1-3 療養の給付



図表 3-1-4 高額療養費の自己負担限度額＜70歳未満の場合＞

所得区分	自己負担限度額(世帯ごとの1ヵ月の上限額)	多数回該当
標準報酬月額83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
標準報酬月額53万円～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
標準報酬月額28万円～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
標準報酬月額26万円以下	57,600円	44,400円
低所得者 (市町村民税非課税世帯など)	35,400円	24,600円

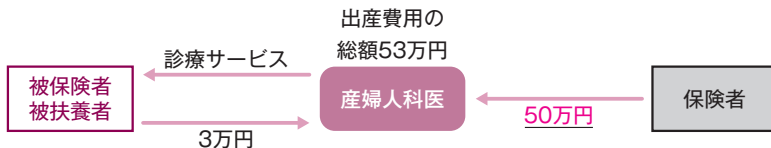
※ 過去12ヵ月以内に3回以上、自己負担限度額に達した場合には、4回目から多数回該当の金額が上限となります。

※ 2026年8月から、自己負担限度額は引き上げが予定されています。

図表 3-1-5 傷病手当金



図表 3-1-6 出産育児一時金



出産育児一時金は、原則として保険者から医療機関に直接支給されますので、被保険者が医療機関の窓口で負担する金額は、出産費用の総額から50万円を控除した金額になります。なお、出産費用の総額が50万円未満だった場合には、差額を保険者に請求することができます。



## ⑤ 出産手当金



図表 3-1-7

出産のために働けず賃金・給料が受けられなかった場合、支払開始日より前12ヵ月の各標準報酬月額額の平均額 $\div 30 \times 3$ 分の2相当額が支給されます。

出産の日(予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産の日後56日までの間支給されます。もし、出産の日が予定日より遅れた場合、その遅れた日数も支給期間に含まれます。

## 設例

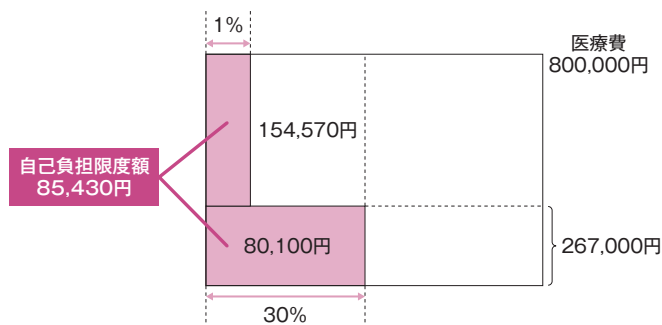
### 高額療養費



会社員のAさん(標準報酬月額41万円、40歳)は、1月上旬に病気で入院し、医療費の総額は3週間で80万円(自己負担分の医療費は各自推算)かかりました。この場合、Aさんの高額療養費として払い戻される金額を計算しなさい。なお、限度額適用認定証の提示などはないものとします。

### 【解答】

- ・ Aさんの窓口支払額  $800,000円 \times 3割 = 240,000円$
- ・ 自己負担限度額  $80,100円 + (800,000円 - 267,000円) \times 1\% = 85,430円$
- ・ 払戻される金額  
 $240,000円(自己負担額) - 85,430円(自己負担限度額) = 154,570円$



被保険者が業務外の病気やケガで死亡した場合、埋葬を行う人に埋葬料5万円が支給されます。また、被扶養者が死亡した場合は、家族埋葬料が支給されます。



図表 3-1-7 出産手当金

## &lt;ケース1&gt;



## &lt;ケース2&gt;

**傷病手当金および出産手当金の支給額**

被保険者期間が1年以上の人は、原則として支払開始日以前12ヵ月の各標準報酬月額  
の平均額を基に計算しますが、被保険者期間が1年未満の人は、次の(ア)または(イ)のい  
ずれか少ない金額を基に計算します。

(ア)被保険者期間(1年未満)の各標準報酬月額の平均額

(イ)健康保険の全被保険者の標準報酬月額の平均額

なお、賃金・給与が支給されていてもその金額が傷病手当金や出産手当金よりも少ない  
場合はその差額が支給されます。

**70歳以上の高額療養費**

70歳以上の高額療養費は、70歳未満の高額療養費と比較して、1ヵ月当たりの限度額が  
低めに設定されています。また、外来診療は個人単位で、入院＋外来診療の場合は世帯  
単位で合算して計算する点にも特徴があります。

所得区分	自己負担限度額(世帯ごとの1ヵ月の上限額)	
	外来のみ(個人)	外来＋入院(世帯合算)
現役並所得者	標準報酬月額が28万円以上の人は、70歳未満の高額療養費制度と同様の 自己負担限度額を適用します。	
一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円(多数回該当：44,400円)
低所得者	Ⅱ：8,000円	Ⅱ：24,600円
Ⅱ・Ⅰ	Ⅰ：8,000円	Ⅰ：15,000円

※ 2026年8月から、自己負担限度額は引き上げが予定されています。

## ② 国民健康保険



### (1) 概 要

図表 3-2-1

国民健康保険は、わが国の公的医療保険制度の中で、健康保険などの被用者保険に加入していないすべての国民(後期高齢者医療制度の対象者を除く)を対象としており、**業務外・業務上**のいずれの病気、ケガも対象となっています。

なお、国民健康保険では、加入者の一人ひとりが**被保険者**となっているため、健康保険のような被扶養者という区分は存在しません。

また、国民健康保険は、**都道府県**および**市区町村**が保険者となっているものと、医師、税理士、理容美容業、建設業など同種の事業または業務に従事する300人以上で組織される**国民健康保険組合**が保険者になっているものがあります。

### (2) 保険料

国民健康保険の保険料は世帯単位で割り当てられます。したがって、世帯の構成員の数およびその人の所得に応じて計算され、世帯主が納付義務者となります。

なお、保険料は**市区町村**ごとに計算方法が異なります。

### (3) 保険給付

国民健康保険の保険給付は、健康保険の保険給付とほぼ同等の内容となっていますが、健康保険で給付される**傷病手当金**および**出産手当金**は支給されません。

被保険者が診療や薬剤の提供を受ける場合、医療機関等の窓口で一定の自己負担額を負担しますが、被保険者の負担割合は原則として**3割**です。

小学校就学前(6歳に達した最初の年度末までの子)は**2割**、70歳以上75歳未満は**2割**(現役並所得者は**3割**)となっています。



### 用語解説

**現役並所得者**：原則として課税所得金額が145万円以上でありかつ、収入金額が383万円以上の人

図表 3-2-1

## 健康保険と国民健康保険のまとめ



	健康保険(健保)	国民健康保険(国保)
対 象 者	適用事業所に <u>使用される人</u> (被保険者)および <u>その家族</u> (被扶養者)	健康保険など被用者保険に加入していない <u>すべての国民</u> (自営業者など)
適用範囲	<u>業務外</u> で病気、ケガ、分娩、死亡した場合	<u>業務内</u> 、 <u>業務外</u> を問わない
保 険 者	<u>全国健康保険協会(協会けんぽ)</u> 主に中小企業の役員や従業員およびその家族が加入対象	<u>都道府県</u> (財政運営の責任主体) および <u>市区町村</u> (保険料徴収等の実施主体)
	<u>健康保険組合(組合健保)</u> 主に大企業の役員や従業員およびその家族が加入対象	<u>国民健康保険組合</u> (医師、税理士等の同業種組合)
保 険 料	被保険者と事業主が <u>1/2ずつ</u> 負担し、事業主が被保険者分も合わせて納付	金額は <u>市区町村</u> ごとに異なる 世帯単位で割り当て 世帯の構成員およびその人の所得に応じて計算
主 な 保険給付	療養の給付 高額療養費 <u>傷病手当金</u> 出産育児一時金 <u>出産手当金</u> 他	療養の給付 高額療養費 出産育児一時金 他  ※ <u>傷病手当金</u> と <u>出産手当金</u> はなし
自己負担割合	原則： <u>3割</u> 小学校就学前： <u>2割</u> 70歳以上75歳未満： <u>2割</u> (現役並所得者： <u>3割</u> )	健康保険と同じ

国民健康保険では、加入者の一人ひとりが被保険者になりますので世帯の構成員(妻、子など)の数が増えると保険料も増額されます。社員の家族は被扶養者として健康保険の保険料を負担する必要はありませんので、区別して理解しておきましょう。



### ③ 後期高齢者医療制度



#### (1) 概 要

図表 3-3-1

後期高齢者医療制度は、都道府県を単位とする後期高齢者医療広域連合が保険者となり、75歳以上の人および65歳以上75歳未満で保険者から一定の障害認定を受けた人を対象者とする医療制度です。

対象者は、それまで加入していた国民健康保険や健康保険から脱退して、新たに後期高齢者医療制度に加入することになります。

後期高齢者医療制度には、国民健康保険と同様に健康保険のような被扶養者という規定が存在しないため、健康保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者に切り替わると、その人の被扶養者(原則75歳未満)は同時に健康保険の被扶養者の資格を喪失することになります。



#### (2) 保険料

図表 3-3-2

都道府県を単位とする後期高齢者医療広域連合ごとに、被保険者の負担能力に応じて金額が計算され、被保険者の老齢年金などからの特別徴収(天引き)、または、市区町村による普通徴収(個別納付)のいずれかの方法によって徴収されます。

#### (3) 医療費の自己負担割合

図表 3-3-3

被保険者が診療や薬剤の提供を受ける場合、医療機関等の窓口で一定の自己負担額を負担しますが、被保険者の負担割合は原則として1割(一定以上所得のある人は2割、現役並所得者は3割)です。



#### **Hint!** 後期高齢者医療制度の対象となった場合

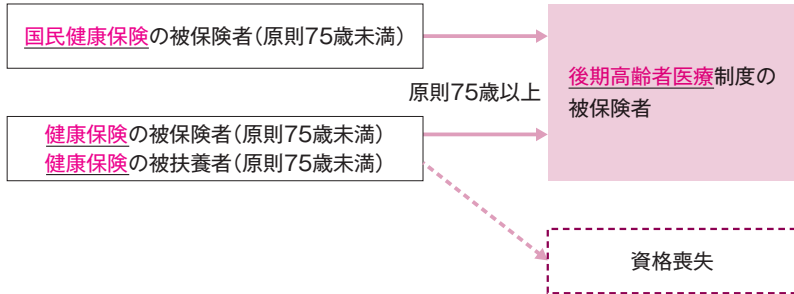
健康保険の被保険者が75歳以上となり、後期高齢者医療制度の被保険者になると、その家族は健康保険の被扶養者の資格を失いますので、何らかの医療保険制度に加入しなければなりません。

その場合、①国民健康保険に加入する、②子など他の健康保険の被保険者の被扶養者となることが考えられます。

#### 用語解説

**現役並所得者**：原則として課税所得金額が145万円以上かつ収入金額が383万円以上の人

図表 3-3-1 後期高齢者医療制度



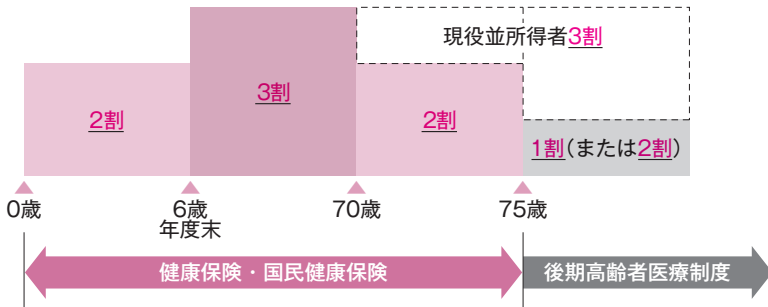
図表 3-3-2 医療保険のまとめ

	協会けんぽ	組合健保	国民健康保険	後期高齢者医療
保険者	全国健康保険協会	健康保険組合	都道府県・市区町村 国民健康保険組合	後期高齢者 医療広域連合
対象者	主に中小企業の従業員とその家族	主に大企業の従業員とその家族	被用者保険に加入していない人	75歳以上の 65歳以上75歳未満 の障害認定者
保険料	労使折半 都道府県単位で異なる	労使折半または 会社が半分以上 組合単位で異なる	全額自己負担 世帯単位で割当て 市区町村で異なる	全額自己負担 都道府県単位で異なる

加入している医療保険制度にかかわらず、医療機関等への受診時にはマイナンバーカードを健康保険証として利用できます（マイナ保険証）。なお、マイナンバーカードを利用できない場合には資格確認書を提示して受診できます。



図表 3-3-3 自己負担割合のまとめ



## ④ 退職後の医療保険制度



① 重要

### (1) 健康保険の任意継続被保険者制度



図表 3-4-1

図表 3-4-2

退職などによって健康保険の被保険者の資格を喪失した後であっても、下記の要件を満たすことで、退職後も健康保険を継続することが認められています。

ただし、任意継続被保険者には、傷病手当金、出産手当金は原則として支給されません。

要 件	・継続して<u>2ヵ月以上</u>、健康保険の被保険者であること    ・原則として、資格喪失日から<u>20日以内</u>に届出を行うこと
保 険 料	・会社負担がないため、<u>全額自己負担</u>    ・退職時の標準報酬月額と健康保険の全被保険者の標準報酬月額の平均額を比較して、いずれか少ない金額を基礎として算定
継続期間	・最長で<u>2年間</u>

組合健保では、健康保険組合の規約により、比較を行わず、退職時の標準報酬月額に保険料率を乗じて保険料を算定することもできます。



### (2) 国民健康保険制度

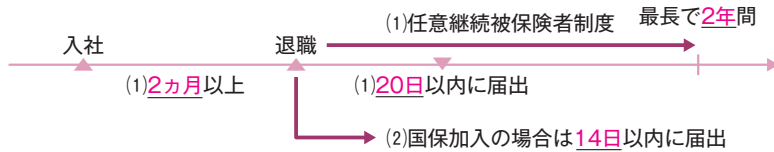
退職などによって健康保険などの被用者保険に加入しない場合には、原則として、資格喪失日から14日以内に届出をして、国民健康保険に加入することになります。

### (3) 健康保険の被扶養者

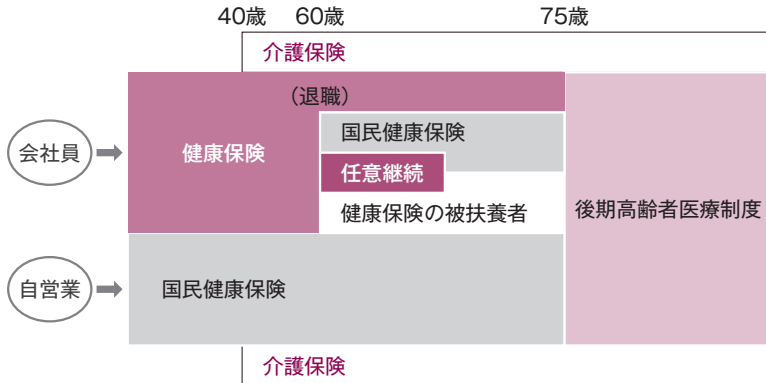
結婚や定年退職などによって収入が減少している場合、他の扶養者(配偶者や子供など)が加入する健康保険の被扶養者となることもできます。

被扶養者の要件に該当すれば、保険料の負担をせずに、被扶養者の病気、ケガ、死亡または出産に関して保険給付を受けることができます。

図表 3-4-1 退職後の医療保険制度



図表 3-4-2 国民が加入する医療保険の全体像



### Hint! 退職後の医療保険制度

結婚や定年退職などによって、他の扶養者が加入する健康保険の被扶養者になれる場合、保険料を支払わずに保険給付を受けることができるので、この方法が有利になります。例えば、定年退職をした父親や母親は75歳に達して後期高齢者医療制度に加入するまでは、要件を満たせば子供の被扶養者になることができます。

一方、会社員などが退職して会社などに就職しない場合(独立起業するなど)は、健康保険の任意継続被保険者制度や国民健康保険への加入を検討することになります。

その場合の判断基準は、①被扶養者の有無や②保険料の金額によって判定すればよいでしょう。一般的に配偶者や子供などの被扶養者がいる場合、保険料の負担をせずに給付を受けることができる任意継続被保険者制度が良いとされています。国民健康保険には被扶養者という規定がないため、国民健康保険を選択すると配偶者や子供などの分を加えた保険料を負担しなければならないからです。

なお、任意継続被保険者制度は、保険料を滞納すると加入の継続ができず、国民健康保険に加入することになりますので、保険料の支払期日には注意をしましょう。

## 5 介護保険



### (1) 概 要

介護保険は、**市区町村**が保険者となり、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する病気などにより要介護状態になった人に対し、その有する能力に応じて自立した生活ができるように支援する制度です。

### (2) 被保険者と保険料

被保険者は、年齢によって**65歳以上**の第1号被保険者と**40歳以上65歳未満**の第2号被保険者に区分され、保険料の額、納付方法も異なります。

第1号 被保険者	・老齢年金など(年額18万円以上)からの<b>特別徴収(天引き)</b>    ・市区町村による普通徴収(個別納付)    ・保険料の額は市区町村や所得金額により異なる(全額自己負担)
第2号 被保険者	・健康保険や国民健康保険の保険料と合わせて徴収    ・健康保険加入者の場合、保険料は労使折半で事業主が半分負担    ・国民健康保険加入者の場合、保険料は全額自己負担

### (3) 介護認定



図表 3-5-1

介護給付(サービス)を受けるためには要介護認定が必要となります。

要介護認定には**5段階**の要介護と2段階の要支援があり、介護認定審査会という市区町村の付属機関が審査および判定を行い、その結果に基づいて保険者である**市区町村**が認定(保険証の交付など)をします。

### (4) 利用者負担



図表 3-5-2

在宅サービス	・介護費用の <b>1割</b> [*]
施設サービス	・介護費用の <b>1割</b> [*] 、食費・居住費用の <b>全額</b>
住宅改修費	・バリアフリー住宅改修費(利用上限20万円)の <b>1割</b> [*]

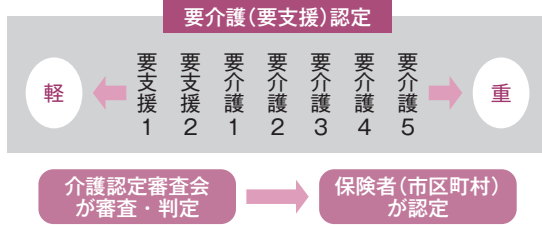
※ 所得水準の高い第1号被保険者は2割または3割

### (5) 介護給付

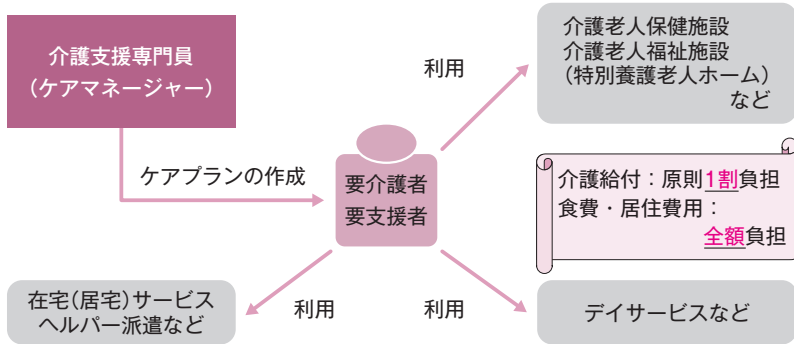
図表 3-5-3

第1号被保険者と第2号被保険者の区分に応じて、介護給付を受けることができる要介護者または要支援者が異なります。

図表 3-5-1 介護認定



図表 3-5-2 利用者負担



介護支援専門員(ケアマネジャー)によるケアプランの作成については、**被保険者本人**が作成することもできます。



図表 3-5-3 介護給付

第1号被保険者	入浴、排泄、食事などの日常生活動作で介護が必要な要介護者 日常生活の一部に支援が必要な要支援者
第2号被保険者	老化を原因とした <b>16種類の特定疾病</b> (末期がん、若年性認知症、パーキンソン病、脳血管疾患など)による要介護者または要支援者

第2号被保険者の人は、交通事故などによって要介護状態になった場合、介護保険の利用はできません。



### 高額介護サービス費制度

要介護の被保険者が居宅サービスなどの介護サービスを利用し、1ヵ月に支払った利用者負担額(1割～3割)の合計が一定の負担限度額を超えたときは、利用者の申請により、その超えた部分の金額が高額介護サービス費として払い戻される制度です。

## ⑥ 労働者災害補償保険(労災保険)

ろうさいほけん



### (1) 概要

労働者災害補償保険(労災保険)は、政府が保険者(窓口は労働基準監督署など)となり、労働者を対象として、業務上の事由または通勤途上による病気・ケガ・障害・死亡などに対して保険給付を行う制度です。

### (2) 適用対象者



労働者を1人でも使用していれば、労災保険の強制適用事業となります。  
適用事業で使用されている労働者であれば、常用、日雇、アルバイト、パートタイマーなどの雇用形態や労働時間の長短を問わず、すべての労働者が適用対象者となり、外国人労働者も対象になります。

### (3) 特別加入制度



個人タクシーの運転手などのように労働者に準じて保護が必要な一定の中小事業主や自営業者などには、特別加入制度(任意加入)が設けられています。

### (4) 保険料



労災保険の保険料は、労働者に支払った賃金の総額に事業の種類により異なる一定の保険料率を乗じた金額であり、その全額を事業主が負担します。

### (5) 労災認定

図表 3-6-1

業務上の事由または通勤途上による病気・ケガ・障害・死亡などに該当するか否かの労災認定については、労働基準監督署が行います。

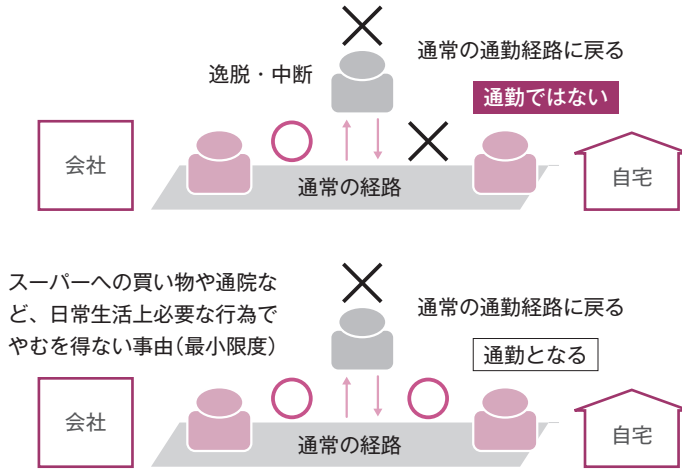
なお、通常の通勤経路から逸脱・中断があった場合には、逸脱・中断の間および通常の通勤経路に復帰した後も通勤とは認められません。

### (6) 主な労災保険給付

図表 3-6-2

労災保険から支給される主な保険給付には、療養(補償)給付、休業(補償)給付、障害(補償)給付、遺族(補償)年金などがあります。

図表 3-6-1 通勤途上の労災認定



逸脱・中断が、日常生活に必要な行為などやむを得ない事由により行う最小限度のものである場合には、逸脱・中断の間を除き、通常の通勤経路に復帰した後は、通勤と認められます。



図表 3-6-2 主な労災保険給付

給付の種類	給付内容
療養補償給付 (療養給付)	労災病院や労災指定病院などで、病気やケガの治療を治癒するまで受けることができます。 <b>業務上災害</b> の場合：受診時の <b>自己負担額</b> なし。 通勤災害の場合：初診時に200円の自己負担が必要。
休業補償給付 (休業給付)	病気やケガの療養のため <b>通算して4日</b> 以上会社を休み賃金が支給されない場合に、休業4日目から給付基礎日額の <b>60%</b> が支給されます。業務災害の場合、3日目までは事業主が休業補償をします。
障害補償給付 (障害給付)	病気やケガが治癒したときに身体に一定の障害が残り、その障害の程度が労災保険法に規定する障害等級に該当する場合に支給されます。
遺族補償年金 (遺族年金)	死亡した労働者の遺族に対して支給されます。 支給額は、 <b>受給権者</b> (妻など受給資格者のうち最も先の順位にある者)と生計を同じくする <b>受給資格者</b> (遺族給付を受けることができる妻や子どもなど)の <b>人数</b> によって異なります。

労働者が業務上の病気やケガで死亡した場合、葬祭を行う者に葬祭料が支給されます。



## 7 雇用保険



### (1) 概 要

雇用保険は、政府が保険者(窓口は公共職業安定所など)となり、労働者が失業した場合や雇用の継続が困難となる事由が発生した場合に、労働者の技能向上や就労支援などに対して必要な給付を行う制度です。

### (2) 被保険者

労働者を1人でも使用していれば、雇用保険の強制適用事業となります。適用事業に雇用されている労働者は、原則として一般被保険者になります。

1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、同一の事業主に継続して31日以上雇用されることが見込まれる人は、原則として雇用保険の被保険者となります。



### (3) 保険料

雇用保険の保険料は、労働者に支払った賃金の総額に**事業の種類**などにより異なる一定の保険料率を乗じた金額であり、その**一部**を労働者が負担し、残りを事業主が負担します。

### (4) 基本手当



図表 3-7-1

#### ① 内 容

一般被保険者が失業した場合に支給される雇用保険の最も代表的な給付です。

基本手当は、雇用保険の被保険者が定年、倒産、解雇、自己都合などにより離職した場合に、**離職者の申請**により一定の条件(年齢、被保険者期間の長短)に従って支給されます。

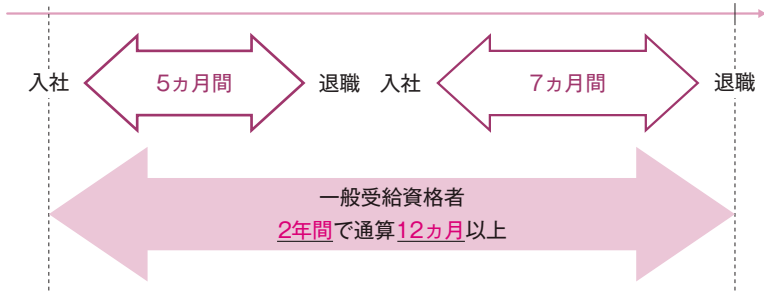
基本手当の支給は、その人に**働く意思や働く能力**がある(働ける状態である)ことが前提条件となっているため、病気やケガなどですぐに就職できないときは支給されません。



#### ② 受給資格

離職の日以前**2年間**に被保険者期間が通算で**12ヵ月以上**あることが必要です。

図表 3-7-1 基本手当の受給資格(被保険者期間の要件)



特定受給資格者(倒産、解雇などによる離職者)および特定理由離職者(派遣労働契約の打ち切りや病気などによる離職者)の場合は、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算で6ヵ月以上あれば良いことになっています。



雇用保険から支給される給付には、基本手当などの求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付がありますが、これらの失業等給付には課税されないことになっています。



### 雇用保険の被保険者

雇用保険では、雇用・失業の実態に合わせた給付を行うという観点から、被保険者を雇用形態と年齢に応じて区分しています。

一般被保険者	下記の高年齢被保険者などに該当しない人
高年齢被保険者	65歳以上の被保険者*

※ 複数の事業所における1週間の所定労働時間の合計が20時間以上である者は、申し出により高年齢被保険者となります。

なお、雇用保険の被保険者には、他に短期雇用特例被保険者(季節的に雇用される人など)、日雇労働被保険者(日々雇用される人など)の区分があります。



### 雇用保険の保険料の詳細

雇用保険の保険料のうち、失業等給付・育児休業給付(基本手当など労働者に支給する給付)の保険料は、事業主と労働者で折半して負担するのに対し、雇用保険二事業の保険料は、事業主が全額を負担します。

なお、雇用保険二事業とは、「雇用安定事業(失業予防に努める事業主を支援するための助成金の支給など)」および「能力開発事業(求職者や退職予定者に対して再就職に必要な知識や技能の講習・訓練の実施など)」をいい、これらは事業主にも利益をもたらすものであるため、保険料は事業主が全額を負担することになっています。

### ③ 受給額と受給期間



図表 3-7-2

図表 3-7-3

#### (ア) 基本手当の受給額

賃金日額に一定の率を乗じた基本手当日額に相当する金額を、所定給付日数を限度として受給することができます。

$$\text{賃金日額} = \frac{\text{退職前6ヵ月間の賃金総額(賞与は含まず)}}{180}$$

$$\text{基本手当日額} = \text{賃金日額} \times 50\% \sim 80\% (60\text{歳} \sim 65\text{歳未満は、} 45\% \sim 80\%)$$

#### (イ) 所定給付日数

基本手当が支給される日数の限度であり、離職理由、被保険者期間および年齢によって異なります。

定年退職者や自己都合退職者などの一般の受給資格者の場合は、年齢によって給付日数が異なることはありませんが、被保険者期間によって給付日数は異なり、最高150日となっています。

特定受給資格者および特定理由離職者(有期雇用打ち切り)の場合は、年齢および被保険者期間によって給付日数は異なり、最高330日となっています。

#### (ウ) 受給期間

基本手当の受給期間は、原則として離職の日の翌日から起算して1年間です。1年間の受給期間が経過した後に未支給の所定給付日数が残っていても、その残日数分の基本手当は支給されません。

求職の申込みをした日以後、失業している日が通算7日(待期間)になるまでは、基本手当は支給されません。

なお、自己都合退職(定年退職を除く)などの場合には、待期間に加えて最長3ヵ月間(5年間のうち2回目の離職までは1ヵ月間)は基本手当が支給されませんが、離職期間中や離職前1年以内に教育訓練等を自ら受けた場合には、給付制限は解除されます。

また、基本手当を受け取るためには、4週間ごとに公共職業安定所(ハローワーク)において、失業認定を受ける必要があります。



### ④ 特別支給の老齢厚生年金などとの選択

特別支給の老齢厚生年金の受給権者(65歳未満の受給権者)は、雇用保険の基本手当を受給している間は、特別支給の老齢厚生年金の支給が停止されます。なお、繰上げ支給を請求した場合の老齢厚生年金にも、同様の制限があります。

図表 3-7-2 所定給付日数

＜一般受給資格者(定年・自己都合)・特定理由離職者(自己都合)＞

被保険者期間 年 齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

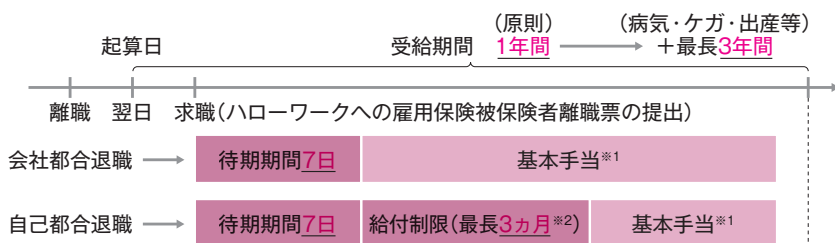
＜特定受給資格者(倒産・解雇など)・特定理由離職者(有期雇用打ち切り)＞

被保険者期間 年 齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日 [*]
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

所定給付日数が330日の人は、所定給付日数の全部について受給が可能となるよう、受給期間が1年+30日に延長されます。



図表 3-7-3 雇用保険の受給期間



※1 所定給付日数分の基本手当

※2 5年間のうち2回目の離職までは1ヵ月間  
(教育訓練等を自ら受けた場合、給付制限は解除)

所定給付日数の残りは支給されません。

病気やケガ、出産などにより30日以上働くことができなくなったときは、最長3年間受給期間を延長することができます。

そのため、受給期間は4年間(1年間+最長3年間)が限度となります。



## (5) 雇用継続給付

### ① 高年齢雇用継続給付



図表 3-7-4

被保険者期間が通算で5年以上ある60歳以上65歳未満の一般被保険者が、60歳以降の賃金が60歳時点の賃金に対して75%未満に低下した状態で働いている場合、各月の賃金に最大10% (64%未満に低下した場合) を乗じた額が65歳に達する月まで支給されます。

2025年4月1日前に60歳に到達していた人の支給率は最大15% (61%未満に低下した場合) になります。



高年齢雇用継続給付には、次の2種類があります。

高年齢雇用継続基本給付金	<u>基本手当</u> を受給しないで引き続き雇用されている人を対象とする給付
高年齢再就職給付金	<u>基本手当</u> を受給した後で再就職した場合に支給残日数が100日以上の人を対象とする給付

### ② 育児休業給付

図表 3-7-5

労働者が育児休業を取得しやすくし、その後の円滑な職場復帰を援助・促進することを目的とした給付です。

1歳 (一定の理由がある場合は2歳) 未満の子を養育するために育児休業を取得する一定の条件を満たした一般被保険者等 (夫婦どちらでも可) に支給されます。

産休期間中に健康保険の出産手当金を受給し、その後、引き続き育児休業を取得する場合は、育児休業給付金の規定が適用されます。



### ③ 介護休業給付

図表 3-7-6

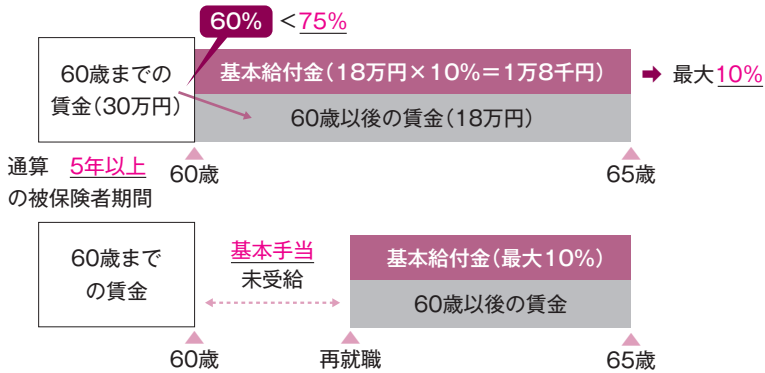
労働者が介護休業を取得しやすくし、その後の円滑な職場復帰を援助・促進することを目的とした給付です。

家族 (配偶者の父母を含む) を介護するために介護休業を取得する一定の条件を満たした一般被保険者等に支給されます。

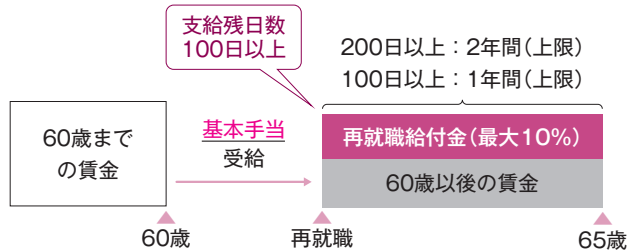
なお、対象家族1人につき93日を限度に3回までの休業が介護休業給付の対象となります。

図表 3-7-4 高年齢雇用継続給付

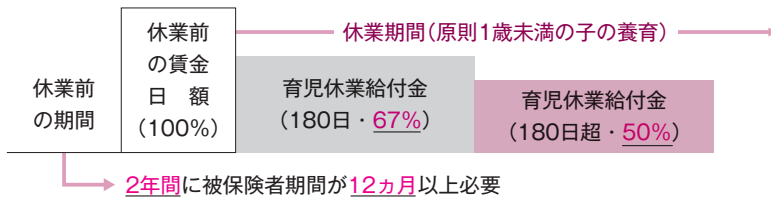
## &lt; 高年齢雇用継続基本給付金 &gt;



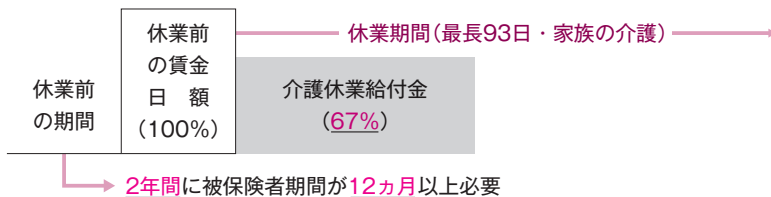
## &lt; 高年齢再就職給付金 &gt;



図表 3-7-5 育児休業給付



図表 3-7-6 介護休業給付



## (6) 教育訓練給付

### ① 一般教育訓練給付

図表 3-7-7

図表 3-7-9

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援するため、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給されます。

#### (ア) 支給対象者

次の要件を満たす人が支給対象者となります。

- ・受講開始日現在で雇用保険の一般被保険者等であった期間が3年以上  
(初めて支給を受けようとする人については、当分の間、1年以上)
- ・前回の受給から今回受講開始日前までに3年以上経過

#### (イ) 支給額

教育訓練経費×20%(上限は10万円)

### ② 専門実践教育訓練給付

図表 3-7-8

図表 3-7-9

中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職を促進するため、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合に支給されます。

#### (ア) 支給対象者

次の要件を満たす人が支給対象者となります。

- ・受講開始日現在で雇用保険の一般被保険者等であった期間が3年以上  
(初めて支給を受けようとする者については、当分の間、2年以上)
- ・前回の受給から今回の受講開始日前までに3年以上経過

#### (イ) 支給額

a：教育訓練経費×50%(上限は年間40万円)

※訓練期間は最長3年間のため、最大120万円が上限となります。

b：教育訓練経費×20%の追加支給(上限は年間16万円)

※資格取得等をし、かつ、受講修了日の翌日から1年以内に就職した場合に支給されます。

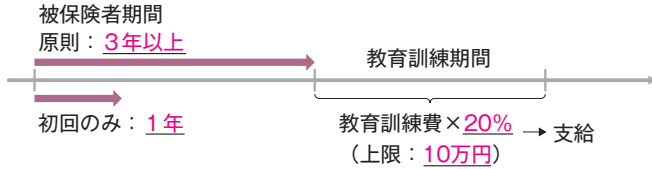
c：教育訓練経費×10%の追加支給(上限は年間8万円)

※上記の資格取得・就職に加えて、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合に支給されます。

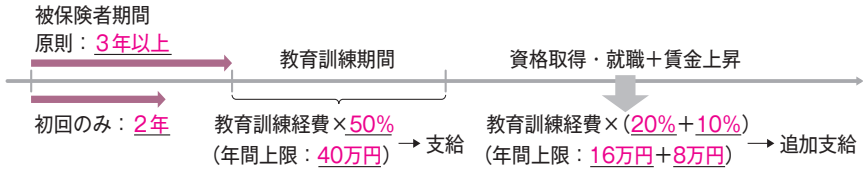
a + b + c に相当する金額である「教育訓練費×(50%+20%+10%)」は、訓練期間1年につき64万円(訓練期間が最長の3年の場合は192万円)が上限となります。



図表 3-7-7 一般教育訓練給付



図表 3-7-8 専門実践教育訓練給付



図表 3-7-9 教育訓練給付のまとめ

	一般教育訓練	専門実践教育訓練
被保険者期間	原則3年以上	原則3年以上
支給率	20%	50% (就職等すると30%を追加支給)
支給額の上限	10万円	40万円/年 ※30%追加支給の場合 →64万円/年



### 特定一般教育訓練給付

労働者の速やかな再就職および早期のキャリアアップ形成を支援し、雇用の安定等を図るため、厚生労働大臣が指定する一定の教育訓練を受講し修了した場合に支給されます。

#### (ア)支給対象者

一般教育訓練給付の対象者と同様

#### (イ)支給額

a：教育訓練経費×40%（上限は20万円）

b：教育訓練経費×10%を追加支給（上限は5万円）

※資格取得等をし、かつ、受講修了日の翌日から1年以内に就職した場合に支給されます。

## ① 国民年金



チェック



## (1) 被保険者



暗記

図表 4-1-1

図表 4-1-2

## ① 強制加入被保険者

国民年金の強制加入被保険者には国籍要件はありませんので、外国人であっても次の要件を満たせば、強制加入被保険者となります。

第1号被保険者	日本国内に住所を有する <u>20歳以上60歳未満</u> の人(第2号・第3号被保険者に該当する人を除く)
第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者 <u>就職時</u> (20歳未満を含む)から <u>退職</u> するまでの間が第2号被保険者 ただし、原則として65歳以降は在職中でも第2号被保険者とならない
第3号被保険者	第2号被保険者の配偶者であって、主として <u>第2号被保険者</u> の収入により生計を維持する人(第2号被保険者である人を除く。これを <u>被扶養配偶者</u> [*] という)のうち、 <u>20歳以上60歳未満</u> の人 ※ 健康保険などの被扶養者の認定基準を勘案して決定



## 第3号被保険者の国内居住要件

第3号被保険者となる被扶養配偶者には、国内居住要件があります。日本国内に住所を有する者は、原則として国内居住要件を満たし第3号被保険者となりますが、たとえ日本国内に住所がなかったとしても、外国に赴任する第2号被保険者である夫に同行する妻などは、国内居住要件の例外とされ、第3号被保険者となります。

なお、第3号被保険者となる被扶養配偶者は、健康保険などの被扶養者の認定基準を勘案して決定されるため、健康保険の被扶養者にも同様の国内居住要件があります。

## ② 任意加入被保険者

図表 4-1-3

(ア) 日本国内に住所を有しない日本国籍を有する20歳以上65歳未満の人

(イ) 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満(bの場合は70歳未満)の人

a. 老齢基礎年金が満額に満たない場合→任意加入で年金額を増加。

b. 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合→任意加入で充足。

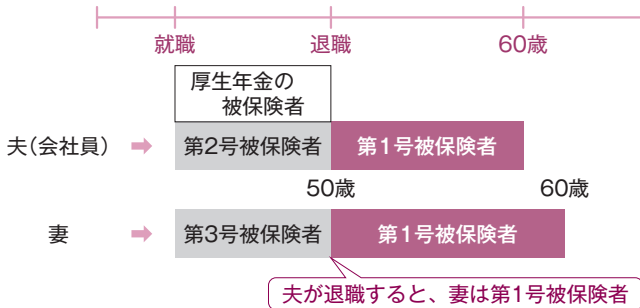
65歳以上の人であっても、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合には、70歳まで任意加入することができます。



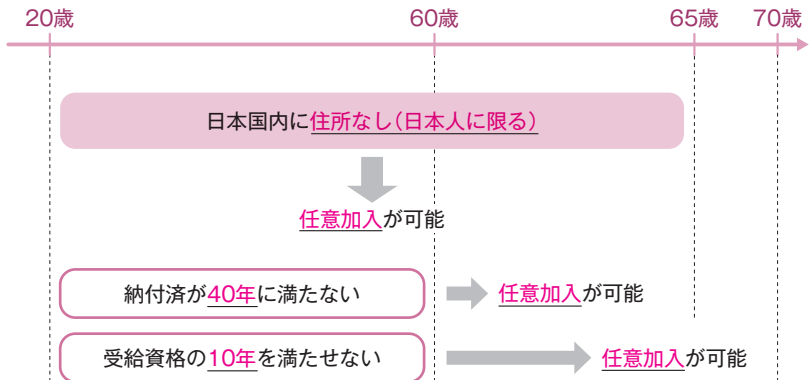
図表 4-1-1 国民年金の強制加入被保険者

<第1号被保険者> (自営業者、アルバイト 学生など)	<第2号被保険者> (会社員・公務員など)	<第3号被保険者> (会社員・公務員などの 配偶者)
国民年金(基礎年金)		
20歳以上60歳未満	就職時から退職するまで (但し、65歳未満)	20歳以上60歳未満
国内居住要件あり	国内居住要件なし	国内居住要件あり (左ページ「Step Up!」参照)

図表 4-1-2 会社員の夫が退職した場合



図表 4-1-3 任意加入被保険者



## (2) 保険料

### ① 保険料の納付

図表 4-1-4

国民年金の保険料を個別に納付するのは、**第1号被保険者**のみです。

第2号被保険者および第3号被保険者の保険料は、厚生年金などの被用者年金制度からまとめて拠出されるため、個別に納付する必要はありません。

国民年金の保険料は**定額**であり、2004(平成16)年度の月額13,300円を初めとして、2005(平成17)年4月以降毎年基本額が**280円**ずつ引き上げられ、2019(平成31)年度以降は月額17,000円となっています。

保険料は、当月分を翌月末日までに納付する毎月納付、一定期間(最大2年間)の保険料を一括納付する前納があります。前納を選択した場合、保険料の割引を受けることができます。

### ② 保険料の免除

図表 4-1-5

第1号被保険者は保険料を個別に納付しなければなりませんが、納付することが困難になった場合、保険料の納付が免除される制度があります。

第1号被保険者である女性には、産前産後期間(出産予定日の前月から4ヵ月間)の保険料が免除される制度もあります。さらに2026年10月からは、子が1歳になるまで第1号被保険者である父母の保険料を免除する制度も始まります。



### ③ 追 納

暗記

図表 4-1-6

追納とは、保険料の**免除**を受けた人が、その後保険料を納付できるようになった場合に、**免除**を受けた期間の保険料を後から納付することです。

追納は、後から老齢基礎年金の額を増やすために認められているものですが、追納できる保険料は、追納の承認を受けた月の前**10年**以内の期間の保険料です。

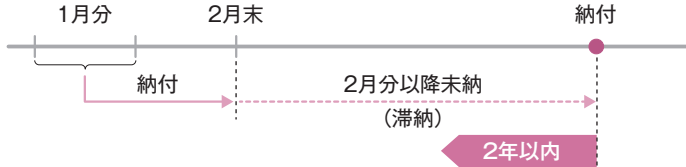


### 国民年金保険料の具体的な計算

国民年金の実際の保険料は各年度において物価や賃金の伸び率などを考慮した保険料改定率による改定が行われます。

$$\begin{array}{lcl} \text{国民年金保険料} & = & \text{基本額} \times \text{保険料改定率(物価や賃金の伸び率など)} \\ \text{(10円未満四捨五入)} & & \text{(17,000円)} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{(2024年度: 0.999)} \\ \text{(2025年度: 1.030)} \\ \text{(2026年度: 1.054)} \end{array}$$

図表 4-1-4 保険料の納付



保険料は、納期限から2年を経過すると時効により納付することができなくなります。



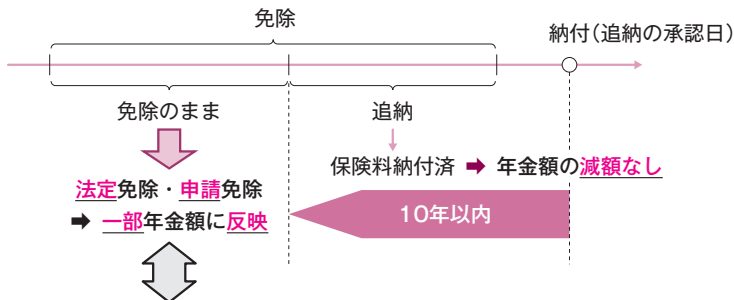
図表 4-1-5 第1号被保険者の保険料免除申請

法定免除	生活保護法による生活扶助を受けている人および障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1級・2級)の受給権者は、届出により自動的に保険料納付が免除
申請免除	・保険料の負担が困難な場合には、申請に基づいて保険料が免除     ・申請全額免除、申請3/4免除、申請半額免除、申請1/4免除の4段階
学生納付特例制度	・<u>学生本人</u>の前年の所得が一定額以下である場合、<u>申請</u>することによって保険料の納付が猶予(<u>親</u>の所得要件はない)     ・夜間の学生なども対象
保険料納付猶予制度	<u>50歳未満</u> の人で、 <u>本人と配偶者</u> の前年の所得が一定額以下の場合は、 <u>申請</u> により保険料の納付が猶予( <u>親</u> の所得要件はない)

第2号被保険者および第3号被保険者は保険料を個別納付していないため、保険料納付の免除制度はありません。



図表 4-1-6 追納と年金額の関係



学生納付特例・保険料納付猶予制度  
⇒ 年金額に反映されない

## ② 厚生年金保険



### (1) 適用事業所

厚生年金保険は、一定の事業所で働く勤労者を対象とするものであり、原則として、事業所単位で適用されます。

法人の事業所は従業員の人数に関係なく強制適用事業所となりますが、**個人の事業所**は原則として従業員が**5人以上**の場合に強制適用事業所となります。

### (2) 被保険者

図表 4-2-1

適用事業所に使用される**70歳未満**の人は被保険者となります。

法人の代表取締役は一般的に法人に使用される人とされるため被保険者になりますが、個人事業主は被保険者にはなりません。

### (3) 保険料



図表 4-2-2

図表 4-2-3

#### ① 標準報酬月額

保険料は、**標準報酬月額**または**標準賞与額**にそれぞれ**保険料率**を乗じて計算し、被保険者と事業主が2分の1ずつ負担し、事業主が被保険者分も含めて納付義務を負います。なお、当月分の保険料は翌月分の給料から徴収されます。

また、保険料率は、2004(平成16)年10月より毎年0.354%ずつ引き上げられ、2017(平成29)年9月以降は**18.3%**に固定されています。

#### ② 保険料の免除

被保険者の産前産後休業期間中および**3歳未満**の子のある被保険者の育児休業中の厚生年金保険料は、**被保険者**および**事業主**ともに**申請**により免除されます。

なお、免除期間も加入期間とみなされるため、厚生年金の額にも反映されます。

図表 4-2-1 パートタイマーの取扱い

1カ月の勤務日数・1週間の勤務時間		
3/4未満		3/4以上
年収 130万円以上	国民健康保険 国民年金(第1号被保険者)	健康保険 厚生年金保険
年収 130万円未満	健康保険の被扶養者 [*] 国民年金(第3号被保険者)	

※ 扶養者が自営業者の場合は、130万円未満であっても国民健康保険、国民年金となる。

従業員数51人以上の企業では、①週20時間以上、②年収106万円以上、  
③雇用期間2ヵ月超の労働者(学生を除く)が被保険者になります。

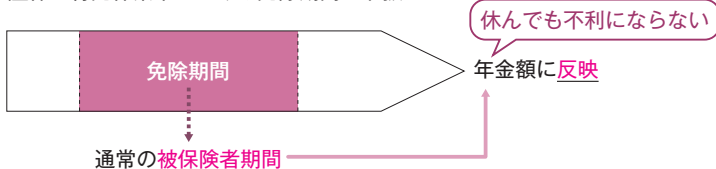


図表 4-2-2 保険料率

		2017(H29).9～
月給	標準報酬月額に対する保険料率	18.300% (労使折半)
	標準報酬月額の上限・下限	上限 650,000円 下限 88,000円
賞与	賞与等に対する保険料率	18.300% (労使折半)
	賦課対象の賞与等の上限・下限 (1,000円未満切捨)	上限 1,500,000円(支払ごとの上限) 下限 なし

図表 4-2-3 保険料の免除

産休・育児休業中における免除期間の取扱い



被保険者の産休期間中の健康保険料および3歳未満の子のある被保険者の育児休業中の健康保険料についても、厚生年金保険料と同様に被保険者および事業主ともに申請により免除されます。

したがって、産休期間中や育児休業期間中に病気やケガをした場合でも、健康保険が適用され、医療機関の窓口負担額は原則として3割になります。

